

# PwC's View

Vol. 48

January  
2024

特集

## Trust × 気候変動



**pwc**

[www.pwc.com/jp](http://www.pwc.com/jp)



## 特集

## Trust×気候変動

- 企業の温室効果ガス排出量算定における内部統制構築 ..... 6
- 再エネ調達環境と戦略 ..... 12
- 開示基準・投資家目線で解く脱炭素対応  
—— インターナルカーボンプライシングを例に ..... 17

## 特別企画

- 信頼の絆 —— PwC京都監査法人の歴史を振り返る ..... 21

## 会計／監査

- 企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等の解説  
—— 新リース会計基準の実務対応(3) 不動産固有の論点についての考察(上) ..... 29

## 税務／法務

- 欧州国境炭素調整措置(CBAM)の導入と貿易への影響 ..... 41

## 海外

- インドの経済環境と重要な税制・規制のアップデート ..... 45

## 連載

基礎研究所だより

- 第14回 生成AIを巡る「LLM」元年の国際動向  
—— 英国のコーポレートガバナンス改革との関連において ..... 24

インダストリーインサイト(11)

- 商社のグループガバナンス ..... 34

## ご案内

- 書籍紹介 ..... 49
- 海外PwC日本語対応コンタクト一覧 ..... 50

※法人名、役職、インタビューの内容などは掲載当時のものです。



特集

# Trust × 気候変動

継続的な気候変動の拡大に対し、社会が脱炭素に向けて大きく動き始めています。2020年頃から世界各国でカーボンニュートラル宣言が発せられ、炭素税や排出量取引の導入が進む国や地域もあります。欧州では、CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive : 企業サステナビリティ報告指令) が2023年1月に発効、サステナビリティに関する情報開示がルール化されました。米国でも米国証券取引委員会 (SEC) において、気候変動リスクの開示規則を準備する動きが本格化しています。日本でも排出量取引制度 (GX-ETS) が始まり、2026年度からの本格実施、2028年度からは炭素に対する賦課金の導入が計画されています。

このような背景から、日本企業は脱炭素経営の実現を目指す必要があります。本特集では初めに、削減すべき温室効果ガスの排出量をどのように算定するのかを解説するとともに、ガバナンスの重要性を踏まえ、「企業の温室効果ガス排出量算定における内部統制構築」について解説します。

脱炭素経営の実務においては、省エネルギーを実施した上で、温室効果ガスを排出しないエネルギーである再生可能エネルギーを積極的に活用することが、多くの企業にとって有効な手段となるでしょう。そこで、「再エネ調達環境と戦略」を2つ目のテーマとして解説します。

最後に「開示基準・投資家目線で解く脱炭素対応」について解説します。気候変動対策として、脱炭素経営を実現することに加えて、各国政府、投資家、ステークホルダーの要請や期待に対し、情報開示で応えていくことも必要です。

「実行戦略」と「開示戦略」を通じた脱炭素経営の実現が、企業の生き残りに不可欠なものとなっていきます。

# 企業の温室効果ガス排出量算定における内部統制構築

PwC Japan 有限責任監査法人  
サステナビリティ・アドバイザリー部  
パートナー 石川 剛士

PwC Japan 有限責任監査法人  
監査事業本部  
パートナー 川端 稔

PwC Japan 有限責任監査法人  
サステナビリティ・アドバイザリー部  
マネージャー 海宝 慎太郎

## はじめに

社会環境の変化に伴い、企業に対してサステナビリティに関する情報の開示が求められるようになってきています。その中で、特に注目度の高いものが温室効果ガス（以下、GHG）排出量です。GHG 排出量は、気候変動への対応を把握するための具体的な情報と見なされ、多くの利害関係者が注目しています。信頼性の高い情報提供のためには、内部統制構築やシステム化は不可欠であると考えられます。

本稿では、GHG 排出量の算定とその算定体制における内部統制について紹介します。なお、文中の意見は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

## 1 企業を取り巻く情報開示の環境変化

2021年6月、東京証券取引所はコーポレートガバナンス・コードの改訂を公表しました（図表1）。この改訂により、プライム市場上場企業は、気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：TCFD）またはそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実、および、サステナビリティに関する基本的な方針の策定と取り組みの開示が求められています。さらに2023年1月31日、内閣府令等の改正により、有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の欄が新設されました。この他、女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差などのサステナビリティ情報の開示が求められています（図表2）。

また、企業の気候変動の取り組み等を評価するCDP（Carbon Disclosure Project）など、国際的なNGOからの質問書、金融機関を含む投資家、顧客といった幅広いステークホルダーから、幅広いサステナビリティ情報の開示が求められています。今後もさらに広い範囲でのサステナビリティ情報の開示が求められる可能性があります。

## 2 温室効果ガス排出量の算定

自社のGHG 排出量削減目標を定めるにあたり、そもそもどれだけの量を排出しているのか、排出削減対策を講じた結果として排出量がどのように変わったのか、効果を検証する上でもGHG 排出量の算定は重要です。

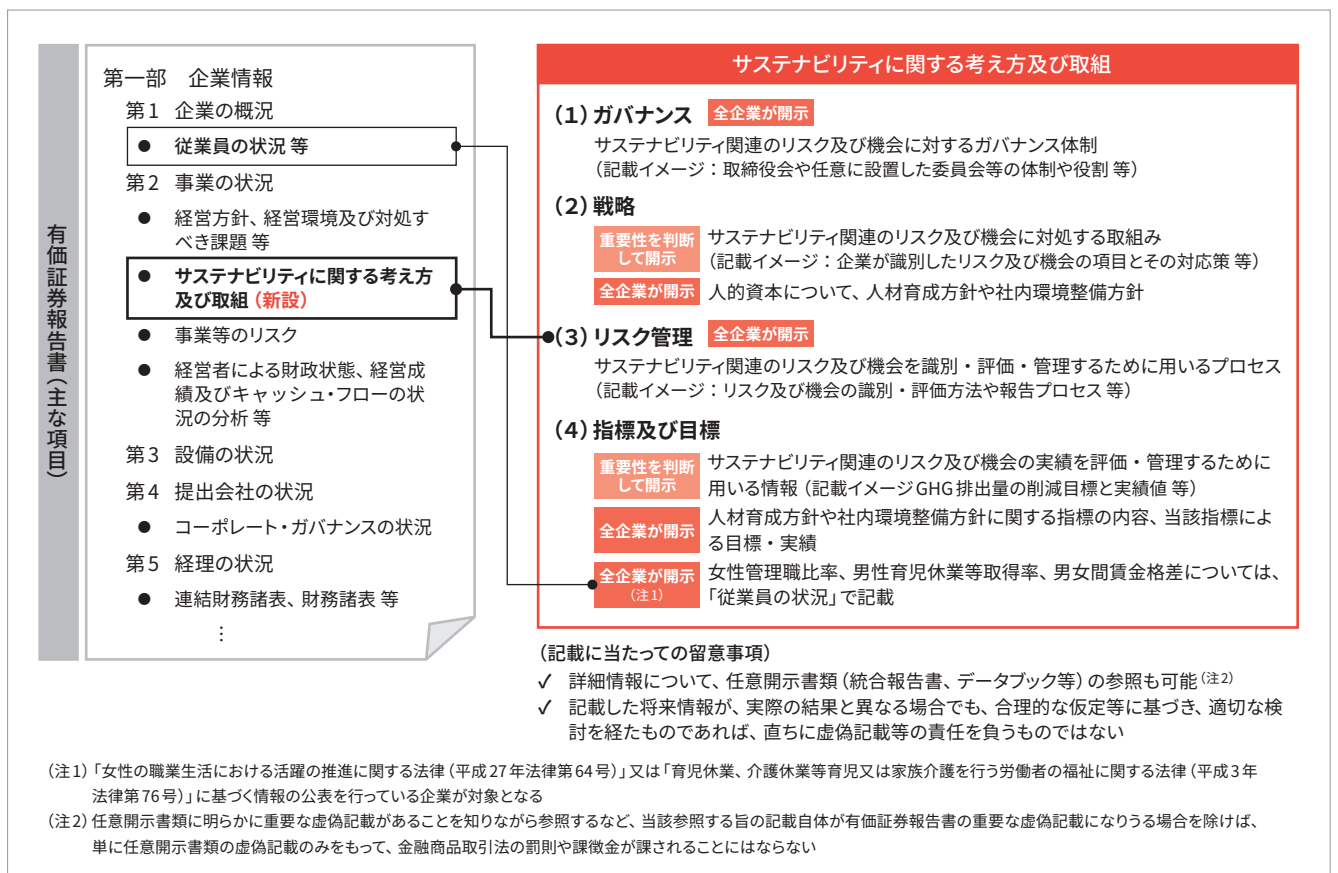
さらに「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、一定規模以上のGHG 排出がある事業者に、自ら温室効果ガスの排出量を算定および国への報告を義務付けています。東京都などの一部自治体では、排出量の報告や削減を義務付け

図表1：コーポレートガバナンス・コードの改訂

原則	補充原則
<p><b>【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】</b>                      上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。</p>	<p>2-3① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。</p>
<p><b>【原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】</b>                      上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。</p>	<p>2-4① 上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。                      また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。</p>
<p><b>【原則3-1. 情報開示の充実】</b>                      上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。</p>	<p>3-1③ 上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。                      特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。</p>

出所：東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(2021年6月11日)  
<https://www.jpex.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq000008jdy-att/nlsgeu000005lnul.pdf>

図表2：サステナビリティ情報の「記載欄」における記載事項



出所：金融庁「サステナビリティ情報の記載欄の新設等の改正について(解説資料)」をもとにPwC作成  
<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sustainability-kaiji.html>



る条例を定めています。

2022年2月には経済産業省が「GXリーグ基本構想」を公表し、全国レベルの自主的な排出量取引制度であるGX-ETSが2023年4月から開始しています。現時点では、第1フェーズ（2023～2025年度）として試行的に実施されており、2026年度からの本格実施が計画されています。参画企業は、2030年度および2025年度の排出削減目標と、2023年度～2025年度の排出削減量総計の目標を自ら定め、毎年のGHG排出量実績を算定・報告を行います。目標を超過して削減した場合は、「超過削減枠」として売却が可能とされています。

排出量取引制度自体は、世界各地に存在しています。EUにおいてはEU域内排出量取引制度（European Union Emissions Trading System：EU-ETS）、米国においてはカリフォルニア州の排出量取引制度等があります。

このように、GHGの算出は一般化しつつあると考えられます。ここで、GHG算定方法を振り返ります。

### (1) 算定方法

GHG排出量は、直接、大気を測定するのではなく、統計データなどに基づき算定します。活動の規模に関する量（活動量）に排出係数を乗じて排出量を算出するのが一般的です。例えば、1年間の電気使用に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量は、1年間の電気使用量（活動量）に、電気の単位使用量（1kWh当たりの使用量）に伴って排出されるCO<sub>2</sub>の量（排出係数）を乗じて得られます。

日本国内の一般的なGHG排出量の算定方法は、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（通称、SHK制度）のマニュアルで整備されています。諸外国にも類似する制度があり、算定の考え方は各国で大きな差はないものの、算定の範囲や排出係数などでは各国で異なる部分もあります。

### (2) 活動量

活動量とは、GHGを発生させる活動レベルの定量的な測定値です。例えば、燃料消費量（L、kg、m<sup>3</sup>など）や電気使用量（kWh）などがあります。燃料の場合の活動量は、その種類ごとの請求書や購入伝票によって把握し、電気の場合は供給する事業者からの請求書等によって把握します。財務会計の世界でいえば、原価計算のための情報収集に類似しているとも考えられます。

### (3) 排出係数

排出係数は、GHG排出係数、CO<sub>2</sub>排出係数、炭素排出係数などの総称で、何の排出係数を示すかはその単位に注目す

る必要があります。GHG排出係数とは、活動量をGHG排出量に換算するための係数で、単位使用量当たりのGHG排出量です。燃料の使用に係るGHG排出係数は、燃料種類ごとの単位発熱量、炭素排出係数、炭素量をCO<sub>2</sub>量に換算する44/12を乗じた値となっています。例えば、燃料消費量1L当たりのCO<sub>2</sub>排出量やガス1Nm<sup>3</sup>当たりのCO<sub>2</sub>排出量があります。エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外にも、家畜の飼養1頭当たりのCH<sub>4</sub>排出量、農業廃棄物の焼却1トン当たりのN<sub>2</sub>O排出量などがあります。

炭素排出係数とは、燃料の単位発熱量当たりの炭素排出量です。単位熱量当たりの炭素排出量が少ない、つまり燃料の炭素排出係数が小さい燃料ほど、地球温暖化をもたらす程度が小さくなり、より低炭素な燃料（低炭素エネルギー）であると言えます。

### (4) 計算例

具体的には、以下のステップで計算します。

- ① 算定期間における燃料の種類ごとの使用量（単位：kg、L、Nm<sup>3</sup>など）に、燃料の種類ごとの単位発熱量（当該燃料の一単位当たりの発熱量）を乗じて、燃料の種類ごとの発熱量（単位：メガジュール、MJ）を算定します。
- ② 燃料の種類ごとの発熱量に炭素排出係数を乗じて炭素の排出量を算定します。
- ③ 炭素の排出量に44/12を乗じてCO<sub>2</sub>排出量に変換し、燃料の種類ごとの使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を算定します。「44/12」という数値は、CO<sub>2</sub>の分子量44と炭素の原子量12に対する重量の比です。燃料中の炭素原子1個につきCO<sub>2</sub>分子1個が発生するという比例関係を踏まえ、炭素の量を基にCO<sub>2</sub>の量を割り戻すために、44/12を乗じます。

なお、単位発熱量と炭素排出係数、44/12をあらかじめ乗じたCO<sub>2</sub>排出係数が把握できている場合は、活動量にこの係数を乗じてCO<sub>2</sub>排出量の算定が可能です。図表3では、各種燃料の単位発熱量と炭素排出係数、CO<sub>2</sub>排出係数（「※参考」部分）の関係を示しています。

図表3によれば、例えばガソリンを1リットル使用すると、およそ2.32kgCO<sub>2</sub>（=1L×34.6MJ/L×0.0183kgC/MJ×44/12）のCO<sub>2</sub>の発生が算出されます。

GHG排出量の算定は、排出量取引でも必要とされます。排出量取引では、GHG排出量を算定した結果として創出される余剰排出枠の売却を可能にするなど、算出される数値の信頼性が求められます。このため、算出された数値に合理的

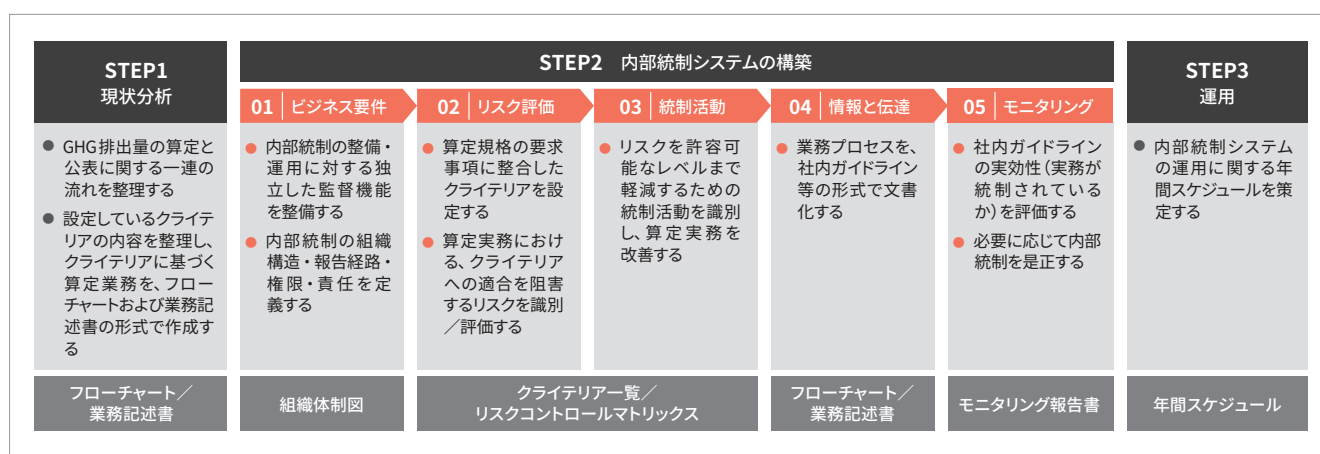


図表3：各種燃料の単位発熱量と炭素排出係数の例

燃料の種類	燃料使用量の単位	単位発熱量 (MJ/kg、MJ/L)	炭素排出係数 (kgC/MJ)	※参考 単位発熱量×炭素排出係数× 44/12 (kgCO <sub>2</sub> /kg、kgCO <sub>2</sub> /L)
		(a)	(b)	(c) = (a) × (b) × 44/12
一般炭	kg	25.7	0.0247	2.33
ガソリン	L	34.6	0.0183	2.32
ジェット燃料油	L	36.7	0.0183	2.46
灯油	L	36.7	0.0185	2.49
軽油	L	37.7	0.0187	2.58

出所：環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.9」(令和5年4月)  
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

図表4：COSOのフレームワークをGHG排出量報告に適用した場合のイメージ



出所：COSOのフレームワークを参考にPwC作成

保証を求める動きも出てきています。

### 3 内部統制構築の必要性

このような開示要請に対して、企業の担当者はどのような方法でデータを集めているでしょうか。多くの場合、集計担当者からエクセルのようなスプレッドシートや質問をメールで部門、事業所、工場の担当者へ送付し、データ提供を依頼、回収したデータをスプレッドシートで算定、整理して、報告を行うケースが多いのではないのでしょうか。このような場合、何らかの不備のあるデータで誤った集計をしていたとしても、それらを検出できず、開示にまで至ってしまう可能性があります。

サステナビリティ情報の重要性が高まる中、企業の行動や決定の判断に使用されるデータの信頼性をどのように確保していくのが、重要なテーマとなってきます。

2023年3月にCOSO (Committee of Sponsoring Organi-

zations of the Treadway Commission：トレッドウェイ委員会組織委員会) によって、サステナビリティ報告の内部統制に関するガイドラインが公表されました。COSOのフレームワークをGHG排出量算定に適用した場合のイメージを、**図表4**のとおり整理します。GHG排出量算定に特有の課題の例として、2つのポイントを挙げます。

- **規準設定**：GHG排出量の算定では、対象範囲・算定式・排出係数などの前提について、さまざまな算定規格の要求事項に整合した規準を設定する必要があります。算定規格としては「GHG Protocol」<sup>※1</sup>が有名ですが、それ以外にも開示媒体規格 (CDP・SBT等)、業種別規格 (WBCSD Chemical等)、企業間規格 (PACT等)、地域規格 (SHK・GXETS・ESRS・EUETS・SEC等) などが存在します。こうした算定規格が日々変化する中、企業からは「算定規格に取りこぼしはないか、最新版を追っているのか」といった

※1 <https://ghgprotocol.org/>

懸念をよく耳にします。算定規格の動向を逐次把握し、規  
準に反映させる体制を整える必要があります。

- **リスク評価**：GHG排出量のデータ集計プロセスでは、複  
数の工程が存在し、多くの関係者が関わるため、ミスのない  
算定結果の入手は非常に難しくなっています。実際に、  
算定プロセスの中では下記に挙げているようにさまざまな  
リスクが存在します。こうしたリスクを識別・評価し、許  
容可能な水準に下げようとする対策が、規準への適合を確  
保する際に重要になります。
  - ▶ **バウンダリ設定**：①新設拠点の情報が抜け落ちる（組  
織変化）、②細かい排出源が把握できていない（基礎情  
報の不足）
  - ▶ **活動量収集**：①入力値を間違える（人的ミス）、②活動  
量の名前や分類にばらつき（文化の違い）
  - ▶ **排出係数収集**：①排出係数の根拠が不明（外部データ  
が未成熟）、②再エネ証書の償却が行われていない（伝  
達不足）
  - ▶ **排出量算定**：単位の変換を忘れる（人的ミス）

GHG排出量算定に関する内部統制を構築するためには、  
GHG排出量算定と内部統制構築、それぞれにおける専門家  
が必要となります。両者がしっかりと連携し、GHG排出量算  
定に特有の課題へのアプローチが重要です。

## 4 システム化の必要性

内部統制構築において、サステナビリティ情報を効率的、  
網羅的および正確に収集する方法として「システム化」を挙  
げることができます。特に幅広い地域に事業所を展開してい  
る企業にとっては有用です。サステナビリティ情報の中でも  
特にGHG排出量は、システム化が進んでいる領域かと思わ  
れます。次に、システム化を検討するときに配慮すべきポイ  
ントを3点挙げます。

### (1) 透明性

算定ロジックや使用した係数がブラックボックスとなる  
ケースがあります。算定の妥当性を検証するにあたっては、  
算定ロジックや使用した係数が確認できるような配慮が望ま  
れます。

### (2) 重複のない入力システム

システム導入にあたっては、当然、現場担当者の負担が増  
えないような配慮が必要です。また、同じようなデータをあ  
ちこちで入力する場合、せっかく導入したシステムが使われ  
ないという事態が生じる可能性があります。例えば、GHG排  
出量の算定のためだけにデータを入力させるのではなく、燃  
料の購入に関する情報（経理システムまたはその他の取引記  
録および証憑）や精度管理された計測データ（マネジメント  
システム等）から必要なデータを取り込めるようにデザイン  
するなどのシステム設計が必要です。

### (3) 汎用性

各事業所、工場によって入力する項目や内容が異なること  
がよくあります。このような事態に対処するため、使用する  
現場に応じて、入出力をカスタマイズできるように汎用性を  
持たせる必要があります。また、現時点においてはGHGに関  
する情報が中心となると思われませんが、女性管理職比率、男  
性育児休業等取得率、男女間賃金格差の他、今後の動向を  
見据えたうえで、さまざまなサステナビリティ情報に接続で  
きるような配慮が望まれます。

## 5 おわりに

GHG排出量は、気候変動への対応を把握するための具体  
的な情報として取り扱われています。このため、情報の信頼  
性が重要になります。この点を踏まえた適切な対応が企業に  
求められます。

---

### 石川 剛士 (いしかわ たけし)

PwC Japan 有限責任監査法人  
サステナビリティ・アドバイザリー部 パートナー  
再生可能エネルギーの利用拡大、脱炭素経営支援  
アドバイザリー業務など、サステナビリティ領域の  
中でも特に環境・エネルギー分野に注力している。  
メールアドレス：takeshi.ishikawa@pwc.com



---

### 川端 稔 (かわばた みのる)

PwC Japan 有限責任監査法人  
監査事業本部 パートナー  
財務諸表監査、アドバイザリー業務および品質管  
理業務（日本基準およびIFRSに関する会計等に関  
する相談業務）に従事し、現在、監査事業本部に  
所属する。  
メールアドレス：minoru.kawabata@pwc.com



---

### 海宝 慎太郎 (かいほう しんたろう)

PwC Japan 有限責任監査法人  
サステナビリティ・アドバイザリー部 マネージャー  
温室効果ガスの算定体制構築、再生可能エネル  
ギー調達、ICP 導入、TCFD シナリオ分析、開示情  
報作成など民間企業向けの気候変動対策業務を担  
当。  
メールアドレス：shintaro.s.kaiho@pwc.com



# 再エネ調達環境と戦略



PwC Japan 有限責任監査法人  
サステナビリティ・アドバイザリー部  
シニアマネージャー 堀尾 晋

## はじめに

気候変動の問題はますます深刻化しつつあり、世界共通の喫緊の課題となっています。2050年カーボンニュートラル達成を目標に掲げている国も多く、そのためには全世界で取り組みを加速していく必要があります。日本でも菅義偉総理が2020年の臨時国会で掲げた「カーボンニュートラル宣言」を契機とし、温室効果ガス（以下、GHG）の削減目標を2013年度比で2030年46%削減、2050年実質100%削減と設定しています。

電力需要家である企業においても、これらの世界や日本のGHG削減目標と整合した、あるいはそれ以上の水準で、脱炭素化を進めていくことが求められます。本稿では企業が脱炭素化を推進していく上で、再生可能エネルギー（再エネ）調達を実施する意義や、実際の再エネ調達環境などを俯瞰しながら、とるべきアクションや留意すべき事項について紹介します。

なお、文中の意見は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

## 1 気候変動対策における再エネの位置づけ

企業において脱炭素化を進める方法は、単純化すると2つの方法に大別されます。1つ目は、GHGを排出するエネルギーの使用量を減らす、いわゆる「省エネ」です。2つ目は、GHGを排出しないエネルギーに切り替える、いわゆる「再エネ化」です（図表1）。

省エネは企業にとって重要な対策であり、製造プロセスなどにおける日々の効率化の積み重ね、あるいはイノベーションによって、エネルギー使用量およびGHG排出量を減らすことができます。そうやって省エネを突きつめても、エネルギー使用量をゼロにすることはできないため、GHGを排出する化石燃料由来のエネルギーを利用している限りは、脱炭素化は実現できません。また、生産量が増えるなどして事業が拡大し、企業が成長した場合、必然的にエネルギー使用量は増加するため、事業成長と脱炭素化を両立させるのは困難です。

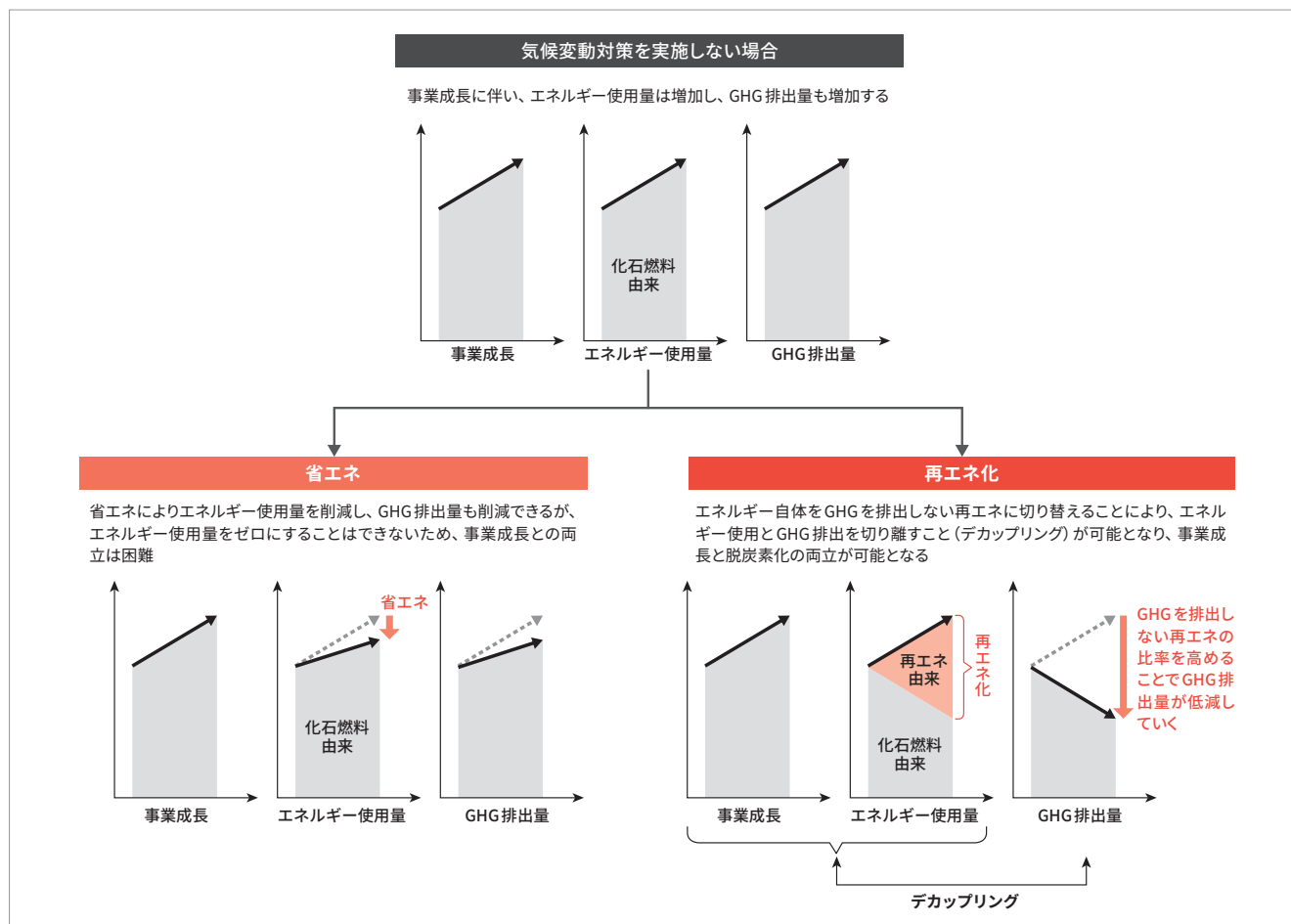
一方で、再エネ化は、エネルギー自体をGHGを排出しないものに切り替えることであり、それは、エネルギー使用量が増加すればGHG排出量も増加するという関係を断ち切ること（デカップリング）を意味します。このデカップリングは事業成長と脱炭素化の両立を可能にするため、再エネ化は企業の気候変動対策として最有力な手段のひとつとなります。

また、気候変動問題の観点以外にも、石炭・石油などの化石燃料の資源枯渇問題や、エネルギー自給率の向上の観点から、国産かつ非化石のエネルギーである再エネ活用を推進することは、日本国や日本企業のレジリエンスにとって有効に働きます。

## 2 再エネ電気調達を取り巻く環境

実際に電力需要家である民間企業が再エネ化するため

図表1：再エネ化による事業成長とGHG削減の両立（イメージ）



出所：PwC作成

の環境はどのような状況なのでしょう。GHG排出量は、Scope1（直接排出）、Scope2（エネルギー由来の間接排出）、Scope3（事業に関連する間接排出）の3つに大別されますが、本稿では、ほとんどの企業に影響するScope2の電気に関する再エネ化、つまり再エネ電気の調達に焦点を当てて解説します。

太陽光発電や風力発電といった再エネ電源は、2012年の固定買取価格制度（FIT制度）の施行以降、急速に導入が拡大しており、再エネの電源構成比は、FIT制度導入前の2011年度の10.4%から、直近の2021年度では20.3%に増えています<sup>※1</sup>。政府が策定した「エネルギー基本計画」<sup>※2</sup>では、再エネの主力電源化を徹底し、最優先で取り組みかつ最大限の導入を促すと掲げられています。また、2030年度において36～38%まで引き上げることが目標とされています。導入

拡大とともに、発電コストも徐々に低減されていて、オンサイトの太陽光発電などは、昨今高騰している電気料金に対して競争力を持ちつつあります。

電力業界全体に目を向けると、電力自由化が段階的に進み、2016年以降は、電気の小売業への参入が全面自由化されました。さまざまな事業者が市場に参入することで、電気の調達の選択肢が広がり、再エネ電気に特化した電力会社から電気を調達することも可能となりました。

電力需要家自らが再エネ電気を調達できる環境の整備も進みつつあります。2021年以降、従来は小売電気事業者しか購入できなかった非化石証書を、需要家である一般企業も購入可能となりました。また、再エネ電気の調達手法の一つである自己託送が認められる要件として、従来は発電事業者と需要家が同一会社グループである必要がありましたが、2021年にその要件が見直され、異なる事業者であっても、組合を設立すれば認められるようになり、柔軟な対応が可能となりました。さらに、2022年以降、需要家主導で長期的に電気を利用する契約を締結する場合等において、太陽光発

※1 資源エネルギー庁「各年度のエネルギー需給実績」  
[https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total\\_energy/results.html#headline7](https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/results.html#headline7)

※2 資源エネルギー庁「第6次エネルギー基本計画」2021年10月  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic\\_plan/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/)



電設備の新規設置を支援する補助金が導入されるなど、経済面での支援も進められています。

### 3 再エネ調達目標

企業は、いつまでに、どの程度、どのような再エネを調達しなければならないのでしょうか。国際的なイニシアチブであるRE100（企業が使用電力の100%を再エネ電気でまかなうことを目指すイニシアチブ）においては、遅くとも2050年までに100%を達成する目標とすることが必要であり、中間目標の最低ラインは「2030年60%、2040年90%」となります（ただし、日本に関しては、国内の再エネ環境を鑑み、中間目標設定は必須から推奨に緩和されています）。

日本においては、前述のとおり、供給面では2030年度36～38%が目標となっていますが、政府の各省庁などの関係機関においては、2030年度までに消費電力の再エネ比率を60%以上とする目標が立てられています。企業としても、これらの国内外の水準を参考にしつつ、脱炭素対策の中でも現時点で最も取り組みやすい再エネ電気の調達を、最優先かつ最大限推進していくような目標を設定することが望ましいと言えます。

また、新しい再エネ発電設備を追加することによって、既設の火力発電所などを代替し、GHG排出量を削減するという「追加性」の考え方を重視する動きが世界で広がっています。これは、既設の発電所から再エネ電気を調達して、その企業のGHG排出量が削減されたとしても、国全体や世界全体のGHG排出量が削減されるわけではないことから、GHG排出量削減への貢献の観点で、再エネ発電設備が新たに追加されることが重要であるという概念です。RE100においても、再エネ比率に算入できる再エネ調達の方法が定められており、追加性が重要視されています。

再エネ電源の普及が拡大し、電力需要家自ら再エネを調達する環境が整い、調達の選択肢も増えつつある中で、これまでのように一般電気事業者等から電気を調達しさえすればよい時代は終わろうとしています。これからは、電力需要家自らが、再エネ調達目標に向けて、追加性のある再エネ電気をどのように調達していくのかを戦略的に考えることが求められます。

### 4 再エネ調達の具体的な手法

再エネ調達の具体的な手法としては、自家発電、コーポレートPPA（Power Purchase Agreement）、再エネメニュー、再エネ証書などが挙げられます（図表2）。

自家発電は、自社所有で発電することから、発電事業者や小売電気事業者の-marginがなく、トータルで見た場合に低コストで再エネ電気の調達が可能となります。一方で、初期費用が必要となり、運転責任や事故リスクを負うこととなります。また、自社施設や敷地に設置するので、設置可能量が限られており、多くの場合、自社の電力需要をまかなうには十分ではありません。

コーポレートPPAは、発電所を第三者の発電事業者が所有するので、初期費用が不要であり、所有に伴う責任やリスクもなく、長期で安定的に調達することができます。また、新設発電所であれば、一般的には追加性があるものとみなされます。一方で、発電事業者、小売電気事業者の-margin、託送料などがかかるため、自家発電等と比べると相対的にコストが高くなります（オンサイトPPAの場合、託送料等は不要となります）。また、長期契約に伴うリスクや、PPAの形態によっては立地に制約が生じることがあります。

再エネメニューは、初期費用不要で、契約メニューの変更手続き等を通じて短期間で再エネ電気を調達できます。一方

図表2：再エネ電気の調達手法の概要

再エネ電気調達方法	概要
自家発電	● 事業者が保有する工場・オフィス付近の土地または屋根上に太陽光発電設備等を設置し、工場・オフィスに、自営線を通じるなどして直接的に電気を供給する。
コーポレートPPA	● 発電事業者が所有する再エネ発電所から、長期電力購入契約に基づき電気を調達する。需要設備と同じ敷地内（工場の屋根等）に太陽光発電等を導入するオンサイトPPAと、需要設備と異なる離れた敷地に導入するオフサイトPPAがある。 ● 発電事業者が需要家と密接な関係である等の要件を満たした場合、小売電気事業者を介さない自己託送方式も認められる。
再エネメニュー	● 小売電気事業者が提供している再エネ100%の電力メニューを利用する。
再エネ証書	● 再エネ電気の環境価値が切り出された証書を、電気とは別に購入する。非化石証書やJクレジットなどがあり、用途（適用可能な制度）が異なるので留意が必要。

出所：PwC作成



で、発電設備が特定できない場合や、大水力などの既設発電設備由来の電気である場合など、追加性がないと見なされるメニューがある点には注意が必要です。

再エネ証書は、電気と切り離して必要な量を調達でき、初期費用も長期契約も必要がないことから、比較的簡単に足元での再エネ比率を向上することができます。一方で、電気料金とは別に追加的にコストが生じることから、電気料金の高騰リスクを回避できません。

上記のとおり、それぞれの調達方法にはメリット・デメリットがあり、ある一つの方法が優れていて、全てその方法で調達すればよいというものではありません。追加性、調達可能量、予算／経済合理性、リスク、短期的手法／中長期的手法などを総合的に鑑み、場合によっては、複数の方法を組み合わせることで戦略的に調達していく必要があります。

## 5 再エネ電気の今後の供給状況

再エネ電気の調達戦略を考える場合、再エネ電気の供給側の概況、課題や今後の動向を見極めて、より実効性の高い戦略となるようにします。前述のとおり、これまではFIT制度などの政策の効果もあり、導入拡大が進んできている状況です。今後も主力電源化に向けてさらなる導入拡大が期待されていますが、一方で課題も山積しており、これらの課題の解決状況によっては、導入量に変化したり、導入される電源の種類や形式に変化が生じる可能性もあるため、需要家としてもその動向を注視していく必要があります。

課題の一つとして、適地不足が挙げられます。日本は、国土面積当たりの太陽光発電の導入容量が主要国で最大級<sup>※3</sup>となっており、導入可能な平地が少なくなっています。この課題に対応するために、営農しながら太陽光発電を導入する営農型太陽光発電の拡大、荒廃農地への設置、中小規模の発電所集約、建物屋上のさらなる活用などが期待されています。

また、再エネの導入が拡大してきた結果、電力系統の空き容量が減少しており、再エネ発電所の開発を計画しても、電力系統に接続することができないなどの問題が生じています。この課題に対応するためには、系統が強化されることに加えて、蓄電池などの蓄エネルギー設備の導入拡大が重要となります。需要家においても、変動電源である太陽光発電等

の安定供給化や、災害時のエネルギー利用の観点からも、需要サイドで蓄電池を導入することは有用です。

さらに、一部の発電所においては、近隣地域とのトラブル、景観問題、燃料調達上の持続性の問題も生じており、事業規律の厳格化が進んでいます。コーポレートPPA等によって、再エネを直接調達する需要家の立場においても、レピュテーション、社会的責任や運転停止リスクの観点から、自社が電気を調達している発電所が社会や環境に与えている影響を確認しておくことが重要です。これらの諸問題については、一義的には、発電所を保有・運営している企業の責任となると考えられますが、その電源から電気を調達している企業に対しても、これらの問題を助長しているものとして厳しい目が向けられる可能性があります。企業によっては、問題が生じている、あるいは生じるリスクが高い再エネ発電所からの電気の調達を避けるなどの具体的な条件を再エネ調達方針に組み込んでいる企業もあります。

## 6 おわりに

企業は、カーボンニュートラルに整合するように目標を設定し、目標達成までのロードマップを策定し、着実に実行することが求められています。再エネ調達戦略の実効性を高めていくためには、日本の再エネ電源の導入状況や、再エネ調達方法に関するルールや要件の変化などのさまざまな外部環境の動向を捉えつつ、自社の経営計画や予算などの内部環境ともすり合わせて、短期的・中長期的な手法を組み合わせながら行動に移していくことが肝要です。

また、本稿ではScope2（エネルギー由来の間接排出）のうち電気に関する再エネ化について議論をしてきましたが、脱炭素化の実現には、Scope1（直接排出）やScope3（事業関連する間接排出）についても再エネ化を推進していく必要があります。Scope1に関してはグリーン水素、アンモニアやCCS（Carbon dioxide Capture and Storage）/CCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）などの活用が見込まれますが、一般に普及するまでには時間がかかるため、当面はLNG等の相対的に低炭素なエネルギーを利用するなど、段階的な対応が必要となります。Scope3については自社だけではなく、サプライチェーンへの働きかけや業界横断的な取り組みも必要となってくるため、さらに幅広い視点で再エネ調達戦略を検討することが求められます。

※3 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 第52回資料  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/pdf/052\\_01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/052_01_00.pdf)

---

**堀尾 晋** (ほりお すすむ)

PwC Japan 有限責任監査法人  
サステナビリティ・アドバイザリー部 シニアマネージャー  
事業会社において、太陽光発電所の事業開発のプロジェクトマネジメント業務に従事。現職においては、再生可能エネルギー発電所の評価サービス業務や気候変動関連アドバイザリー業務に従事。  
メールアドレス：susumu.horio@pwc.com

---

# 開示基準・投資家目線で解く脱炭素対応 ——インターナルカーボンプライシングを例に



PwC Japan 有限責任監査法人  
サステナビリティ・アドバイザリー部  
ディレクター 横田 智広

## はじめに

気候変動問題が深刻化する中で、多くの企業で脱炭素化への対応が浸透してきています。特に気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 提言に沿った情報の開示やシナリオ分析の実施、SBT (Science Based Target) や RE100 などのイニシアティブへのコミットを通じた中長期脱炭素目標の設定などに取り組む企業が年々増加しています。

インターナルカーボンプライシング (Internal Carbon Pricing: ICP) も、多くの企業が導入し始めている脱炭素対応の1つです。導入が進む一方で「どこまでの仕組みにするとよいか」という声も多く耳にします。同時に、投資家などの評価者側は何を期待しているのかという疑問を聞くことも増えています。

本稿では、ICP 導入を例として、これから多くの企業が注目・重視することになると考えられる国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) やサステナビリティ報告指令 (CSRD) といった開示基準と、CA100+ や GFANZ といった投資家・金融機関による投融資先の脱炭素対応関連エンゲージメントを目的としたイニシアティブにおいて何が語られているかを見ることで「どこまでの仕組みにするとよいか」について考察します。なお、文中の意見は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

## 1 ICPとは

ICPは企業が自社のCO<sub>2</sub>排出量に対して独自に価格付けを行う手法で、脱炭素投資時の意思決定などに活用することが期待されています。2014年に主要なESG関連格付けの1つであるCDP (英国のNGO、旧称Carbon Disclosure Project) においてICPが開示対象項目として取り上げられ、2015年に設立されたTCFDにおいてもICPへ言及があり、ICPを意識する企業が増えてきました。また同時期に、持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) やCDPなどがICP活用に関するガイドを公表し (日本でも、環境省がこれらのガイドを参照して日本企業向けガイドラインを公表)、これらを参考に多くの企業がICPの導入検討を進めてきました。

TCFDや各活用ガイドラインで共通するのは、ICPは気候関連のリスクや機会を意思決定に反映するための「ツール」であると定義・表現している点です。ツールを活用するためには、活用の「目的」が不可欠ということでもあります。

各活用ガイドラインにおいては、さまざまな用法や企業による活用事例が紹介されています。最も分かりやすく一般的な活用方法は、炭素税などの外部影響を投資判断 (NPVや投資回収年数の計算など) に組み込むというもので、諸条件および想定に基づいた炭素価格は「シャドープライス」と呼ばれています。通常の投資判断上では不採算と判断されるような脱炭素投資であっても、炭素税などの回避効果を加味すると、必ずしも不採算ではなくなるかもしれないという発想のものです。

## 2 ICPの課題

脱炭素投資の促進を目的とした場合、シャドープライスを高く設定するほど効果も高まります。そのため、ICPを活用

する企業は、将来の炭素税価格が相当程度高くなるだろうと想定しているケースも多いようです。現在の国際議論を踏まえると、炭素税などの導入や導入検討をしている国も増えており、このようなICPの活用方法は的を射たものとなります。一方で、将来高騰する「かも」しれない、バーチャルな価格は、現時点でのリアルな財務会計には現れず、当該投資は依然として不採算となるといった財管不一致が生じてしまいます。

ESG格付けでは、ICPを導入していると評価（スコア）の対象になることもあり、ICPを導入あるいは導入検討している企業が増えています。「導入している（導入するつもりである）」と回答することが主目的である場合、財管不一致といった課題もあることから、ICPのみを意思決定に用いることは困難であり、投資判断時の参考情報の1つのような扱いになりがちです。

また、ICPを導入すれば投資が進むというように、目的と手段（ツール）を取り違えて解釈し、企業の担当者などがICPに過度な期待を持ってしまうケースもよく耳にします。例えば、ハサミという「ツール」と紙があるとします。紙を切るという目的に対してハサミは有効ですが、紙を切るという目的がなければ使う必要はありません。場合によっては、手でちぎるだけで事足りることもあれば、カッターナイフなどのツールが必要になるかもしれません。

ICPに話を戻すと、多くの企業においてICP（ツール）を使うことだけに焦点が当たり、導入が目的化してしまっている可能性があります。同時に、どのようなICPを導入すれば正解なのかが分からないという企業側の悩みが生じているのではないのでしょうか。なお、他社のICP活用をベンチマークする企業も多いようですが、他社も解をもたない可能性がある中では、そこから正解を見つけるのも難しい状況とも考えられます。

### 3 開示基準目線でのICP

開示という観点で、ICPの扱いが今後どのようなようになっていくか、そこから何かICP導入へのヒントが得られないかを検討します。

IFRS（国際財務報告基準）財団傘下のISSB（国際サステナビリティ基準審議会）が公表した気候関連開示基準「IFRS S2」と、欧州委員会のCSRDにおける気候関連開示基準書「ESRS E1」において、ICPについてどのような言及がなされているかの概略を図表1に示します。いずれにおいてもICPは開示要求事項となっています。

今後、ISSBはさまざまな国・地域におけるサステナビリティ情報開示義務の設計において参照されると考えられます（日本ではSSBJ〈サステナビリティ基準委員会〉が開示基準の開発を進めています）。また、CSRDは欧州における開示義務として施行されます。つまり、ICPは当局との関係において開示義務の対象となり得るものということです。その一方で、どのように活用しなければならないかまでの指定はなく、ますます前述の課題に頭を悩ます企業が増えていく可能性があります。開示基準からのヒントは多くありませんが、一方で、ICPを参考値利用するような場合が否定されるものでもないと考えられます。

### 4 投資家目線でのICP

開示基準は利用者あつてのものであり、主な利用者は投資家や金融機関と考えられます。投資家・金融機関による投融資先の脱炭素対応関連エンゲージメントを目的としたイニシアティブにおいては、ICPあるいは脱炭素投資判断に対してどのような発言があり、投融資先にどのような期待を持って

図表1：気候関連開示基準でのICPへの言及

基準	開示要請（概要）
IFRS S2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICPは開示要求事項</li> <li>● 企業が意思決定（例えば、投資判断、移転価格、シナリオ分析）にICPを適用しているかどうか、どのように適用しているかに関する説明</li> <li>● 企業が使用する温室効果ガス（GHG）1トンあたり価格</li> </ul>
ESRS E1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICPは開示要求事項</li> <li>● 企業がICPを適用しているかどうか、適用している場合はどのように意思決定をサポートし、気候関連ポリシーや目標の実施にインセンティブを与えるかを説明。以下の内容を含む：① ICPスキーム、② 適用範囲、③ 適用価格、④ スキームがカバーするスコープ1・2（該当する場合はスコープ3）の割合</li> <li>● ICP情報を開示する場合、適用価格と財務諸表で使用される炭素価格との整合性の説明</li> </ul>

出所：PwC作成

図表2：投資家・金融機関によるイニシアティブの概要

イニシアティブ	概要	公開文書類
CA100+	「Climate Action 100+」の略称。世界の投資家がGHG排出量の多い企業を約100社選び、行動でエンゲージメントを行うイニシアティブ	ネットゼロ企業ベンチマーク方法論として投資先企業への情報開示指標や、アセスメント関連手法、エンゲージメントガイドなどを公開
GFANZ	「Glasgow Financial Alliance for Net Zero」の略称。ネットゼロの実現を目指す国際的な金融機関の連合。排出量の多い投融資先企業への働きかけや支援を行う	金融機関自らのネットゼロ移行計画の策定のためのガイダンス類に加え、投融資先企業のネットゼロ移行計画を評価するための関連文書類を公開

出所：PwC作成

図表3：投資家・金融機関によるイニシアティブでのICP関連の言及

イニシアティブ	関連文書	ICPへの言及／脱炭素投資に関わる内容など
CA100+	開示フレームワーク指標／方法論	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICPへの直接的言及はないが、脱炭素投資（資本配分）に関する評価指標あり</li> <li>● 企業が、資本支出計画と自社の長期GHG削減目標を整合させること（当該目標をパリ協定の1.5°C目標と整合させること）などへ明確にコミットしていることを評価基準としている</li> <li>● 加えて、最新報告年度および将来の具体的期間における資本支出額を開示していることを評価基準としている</li> </ul> 注：上記は2023年に公表されたバージョン2.0の基準であり、改定前の同基準においては、将来の資本支出と目標の整合性を評価するために使用している手法などを開示しているかが求められていた
	エンゲージメントガイド	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記の評価指標に関連して、ICPを導入しているが、コミットメントが確認されなかった事例が示されている</li> </ul>
GFANZ	実態経済の移行計画に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機関が移行計画評価を行うときに参照できる要素（ICPを含む）と、各要素につき言及のあるイニシアティブとのマッピングが示されている</li> <li>● ICPはTCFD、ISSB、CDP、CA100+での言及が示されている</li> </ul>
	ポートフォリオ調整に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機関による投融資先の評価事例として、ICPを含むスコアカードを使用した移行計画の信頼性判断の具体事例が示されている</li> <li>● 当該事例では、ICPは資本支出における判断の指針として使用されているかが確認されている（他の確認指標としては気候変動対策の責任を負う役員がいるか、役員報酬が気候変動対応と連動しているか、スコープ1・2・3が全て開示されているか、SBT目標が承認されているかなどが見られている）</li> </ul>

出所：PwC作成

いるのかなどの情報を収集し、ICP導入へのヒントを検討します。

その際に参照するイニシアティブの概要を図表2にまとめます。各イニシアティブの公開文書のうち、ICPへの言及があるもの、およびICPへの直接的な言及はないものの脱炭素関連投資に関わる主な内容を図表3にまとめます。

## 5 見えてきたICPの外観

投資家目線においては、投資計画が自社目標ならびにパリ協定目標と整合的であるか（いわゆる移行計画が信頼性のあるものか）を説明する指標／手法の1つとしてICPを挙げている、あるいは活用をイメージしていることが見えてきました。なお、開示基準目線においては、ICPの開示は必須としつつも、活用の有無や方法までを指定するものではないと考えられます。

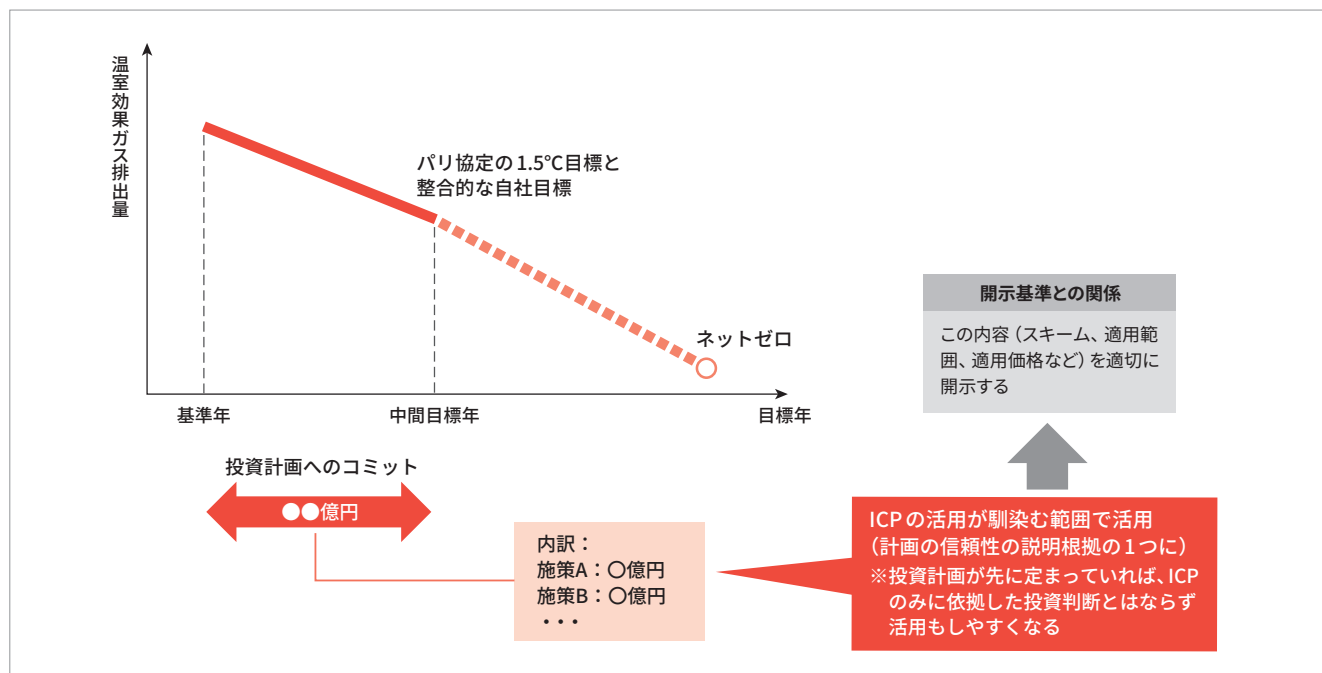
これらを踏まえると、外部目線で期待されるICP導入・活用方法の外観が図表4のおぼろげながら見えてきます。

まず、GHG削減計画と整合的な投資計画を定める（さらに言えば当該投資予算を確保することに企業の経営層がコミットし、具体的投資額を開示する）ということが投資家など外部の期待でもあり、ICP導入に先立つ前提と考えると分かりやすいでしょう。

この投資計画（投資予算の執行）において、気候関連リスクや機会の影響を加味した投資判断基準（補正されたNPVや投資回収年数などの利用）が有効であるならばICPを利用すればよいし、引き続き参考値としての利用や、一部の活用が馴染む投資対象（例えば特定国における再エネ投資など）のみに利用するなどの場合でも、その内容を適切に「開示」すればよいという見方になるでしょう。ICPはツールとして馴染まないという場合は、そのように開示するのも選択肢となると考えられます。



図表4：外部目線で期待されるICP導入・活用の外観



出所：PwC作成

以上のように、今後重要となり得る開示基準や、情報利用者である投資家などが何を求めているかを見ることで、脱炭素対応の「型」を考えるのも有効な一手と考えます。なお、本稿での記述は筆者の解釈が含まれる部分も多く、参照した情報も執筆時（2023年11月）のものであり今後変わり得る可能性がある点には留意いただければ幸いです。

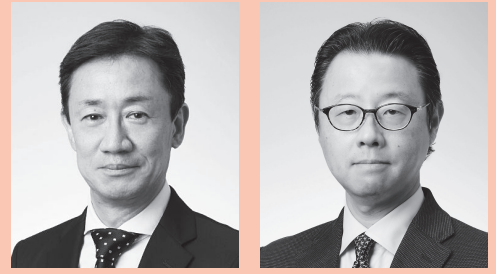
**横田 智広 (よこたともひろ)**

PwC Japan 有限責任監査法人  
 サステナビリティ・アドバイザリー部 ディレクター  
 民間シンクタンクにおいて、環境・エネルギー分野におけるアドバイザリー業務に従事。2009年から2011年の間、経済産業省に出向し、気候変動対策関連制度の創設・運営などを担当。2018年より現職。現在は、気候変動対策関連の戦略立案、実行計画の策定・推進および情報開示までを一貫して支援する「脱炭素経営」実現に向けたアドバイザリーに注力。工学博士。  
 メールアドレス：tomohiro.yokota@pwc.com



# 信頼の絆

## ——PwC京都監査法人の歴史を振り返る



PwC Japan 有限責任監査法人  
執行役代表代行、**鍵 圭一郎**  
パートナー

PwC Japan 有限責任監査法人  
執行役京都事業本部長、**齋藤 勝彦**  
パートナー

### はじめに

2023年12月1日にPwC京都監査法人はPwCあらた有限責任監査法人と経営統合し、PwC Japan有限責任監査法人の京都事業本部として新たな歩みを始めました。京都（四条烏丸）と東京（田町）の2拠点は、それぞれ京都第一アシュアランス部と京都第二アシュアランス部と名称を改め、従来のPwC京都監査法人のクライアントの皆さまに業務を提供する部門として再始動いたしました。

監査法人を取り巻く昨今の環境は、監査のDX化推進や非財務情報開示の保証業務の導入をはじめとして、将来に向けての大きな変化点にあります。今回の統合は、この環境変化を追い風として、同じPwCネットワークの監査法人として以前から協働・協力体制にあったPwCあらた有限責任監査法人との連携を強め、お互いの強みを結集して新しい監査法人として新たに出発をするものです。

この経営統合の目的は、多様な経験と人財を生かして社会の期待に幅広く応えることのできる最高品質の監査法人を創り上げることにあります。今後もその実現に向けて取り組み続けていくことを基本方針としています。

### 1 PwC 京都監査法人の歩み

PwC京都監査法人のルーツは、1955年に公認会計士の宮村久治（1923–2001）が開設した公認会計士事務所にあります。経済団体連合会主催の欧米の監査制度視察団にも参加した宮村は、その後、日本の監査法人制度の創設とともに、1968年に監査法人中央会計事務所（その後、中央青山監査法人、みすず監査法人に名称変更）の創設メンバーとして監査法人の設立に参画し、日本における監査法人制度の発展に寄与しました。宮村公認会計士事務所開設以来の「信頼」される監査人、監査法人としての基本理念は、今日に至るまで、私たち京都監査法人（その後PwC京都監査法人に名称変更）にも受け継がれてきました。

監査法人の創業期よりご縁をいただいたクライアントの皆さまは、日本の高度経済成長とともに業績を躍進させ、グローバル展開とともにその業容を大きく拡大されました。それに伴い、私たち監査法人も成長する機会に恵まれました。

2007年当時、私たちにとっての大きな環境変化が生じた際に、それまで京都の地においてご縁をいただいていた多くのクライアントの皆さまから、地域に根差した監査法人とのご縁を継続していくことに一定理解を得られたことから、京都事務所のメンバーを中心に京都と東京に拠点を置き、京都監査法人は誕生いたしました。皆さまに大変なご迷惑をおかけしたと同時に本当に多くのご支援をいただいたことに大変感謝しております。

京都監査法人は、2013年にPwCのメンバーファーム入りをするとともに、2013年には名称をPwC京都監査法人に変更し監査業務を行ってまいりました。

## 2 統合に向けて

一方で、あらた監査法人（その後、PwCあらた有限責任監査法人）は、「日本の監査にあらたな風を」のスローガンを掲げて2006年に設立した監査法人です。設立以来、日本におけるPwCのメンバーファームとして、クライアントの皆さまからの信頼を得るためのチャレンジを愚直に重ねてまいりました。

両法人とも事実上の新設・単独法人であり、設立時より懸命に社会から信頼される監査法人を目指して、今日までそれぞれの監査法人での運営を進めてきました。一方で、以前より、同じPwCのメンバーファームとして人的な交流などもあった中で、PwCあらた有限責任監査法人とPwC京都監査法人は共同で顧客に業務を提供する可能性の検討を進めていました。

その結果、両法人において、顧客へさらに高品質の業務を提供し、職員に幅広い成長の機会を提供することができるという確信を得られたことから、この度、経営統合し、新たな歩みを始めることになりました。統合後においてもクライアントの皆さまとのリレーションやPwC京都監査法人時代の活動を組織に円滑に浸透していく等の観点から、新たに「京都事業本部」を設けました（図表1）。

## 3 「信頼」について

PwC京都監査法人は、2007年の設立以来、「信頼」される監査法人を基本理念に、その「信頼」の源となる「人」に着

目した経営を行ってきました。全ての職員が「人のために」という考え方を業務を行う上での基本的な行動指針として、プロフェッショナルとして「人」の期待に応え、「信頼」を得ることができるよう、法人として個々の職員の「人」としての成長に重きを置いてきました。

統合後も、今まで培うことのできた「信頼」を裏切ることなく、そして社会からの期待に今後も継続的に応えられるように、引き続き「人」に着目した経営を展開していきます。

## 4 PwC Japan 有限責任監査法人として

PwCは、「社会における信頼を構築し、重要な課題を解決する」をPurpose（存在意義）として掲げています。このPurposeの実現のために、ステークホルダーの皆さまから信頼される、高い品質のサービスを提供することを目指しています。このPurposeの下、ステークホルダーの皆さまが直面する課題をより深く、より早く理解し、目標としている価値の本質まで踏み込んで、解決の質を上げていくこと、そして、質の高いサービス提供の源泉である人財を幅広く拡充するとともに、倫理的な強さ、人としてのやさしさが生む強さを大切にしながら、自らの変革をリードしていくことを、基本的な行動指針としています。

また、PwCあらた有限責任監査法人は、PwCのPurposeを実現し、いずれの時代においても社会から必要とされる存在であり続けるために、2030年における取り巻く環境を概観し、今後の法人の在り方を構想した中期経営ビジョン「Assurance Vision 2030——日本の未来に、あらたな信頼を」を定めています。

図表1：PwC京都監査法人の歩み

西暦	年号	内容
1955年	昭和30年	宮村久治公認会計士事務所開業
1968年	昭和43年	監査法人中央会計事務所設立（宮村代表社員就任）
1993年	平成5年	中央監査法人に名称変更
2000年	平成12年	中央青山監査法人に合併名称変更
2001年	平成13年	宮村久治没（享年78歳）
2007年	平成19年	京都監査法人設立登記
2007年	平成19年	京都監査法人営業開始
2013年	平成25年	PwCのメンバーファームに
2016年	平成28年	PwC京都監査法人に名称変更
2023年	令和5年	PwCあらた有限責任監査法人と経営統合 PwC Japan有限責任監査法人に名称変更

出所：PwC作成

このように、PwCのPurposeにおいても、またPwCあらた有限責任監査法人の中期経営ビジョンにおいても、「信頼」は重要な概念として捉えられています。PwC京都監査法人の基本理念である「信頼」される監査法人という考え方と相通ずるものであり、このたび始動したPwC Japan有限責任監査法人においても「信頼」への想いと実現はさらに強固になるものと確信しております。

PwC京都監査法人が古くから大事にしてきた基本理念はこれからも引き継いでまいります。そして、刻一刻と変化する社会のニーズに合った、新しくさらに強固な「信頼」を持続的に構築できるよう、PwCあらた有限責任監査法人の新しい仲間とともに、この新しいPwC Japan有限責任監査法人を運営していく所存です。

---

### 鍵 圭一郎 (かぎ けいいちろう)

PwC Japan有限責任監査法人 執行役代表代行、パートナー  
1994年に中央監査法人の京都事務所に入所以降、さまざまな業界の上場企業および米国上場のグローバル企業に対する会計監査、US-SOXグローバル内部統制支援、IFRS導入支援といった業務に従事。また、IPO準備会社へのアドバイザー業務にも従事。  
2004年に中央青山監査法人のパートナーに就任。主に大規模監査エンゲージメントやSEC登録のグローバル企業の監査に携わる。  
2007年に京都監査法人（PwC京都監査法人）の設立時のパートナーに就任。2013年からは人事、総務、経理担当パートナーとして経営会議事務局を担当。2023年にマネージングパートナーに就任し、経営会議メンバーとして法人運営に参画。  
2023年12月、PwC Japan有限責任監査法人の執行役代表代行に就任。

---

---

### 齋藤 勝彦 (さいとう かつひこ)

PwC Japan有限責任監査法人 執行役京都事業本部長、パートナー  
1999年に青山監査法人に入所し、主に米国上場企業の監査およびアドバイザー業務に従事した後、2005年から2007年までPwC中国（上海オフィス）に赴任。製造業を中心とした日系企業の進出支援、監査および各種アドバイザー業務に従事した。  
帰国後、京都監査法人（PwC京都監査法人）に入所し、東京オフィスのオペレーション運営に参画するとともに、現在は主にグローバルに事業展開する製造業およびAI・ロボティクス技術等を利用したテック企業の監査およびアドバイザー業務に従事している。また、ベンチャー、スタートアップ企業のIPO支援業務もリードしている。  
2023年3月に経営会議メンバーとなり法人全体の経営に参画するとともに東京オフィスの責任者および人事をはじめとしたオペレーションの責任者となる。  
2023年12月よりPwC Japan有限責任監査法人の執行役京都事業本部長に就任。

---

## 第14回

生成AIを巡る「LLM」元年の国際動向  
——英国のコーポレートガバナンス改革との関連において

## はじめに

連載第12回「英国コーポレートガバナンス・コード改訂に関するFRCの協議——提案された変更の概要」(本誌第46号、2023年9月)では、2023年3月に公表された人工知能(AI)に対する規制に関する英国政府(科学・イノベーション・技術省: Department for Science, Innovation and Technology, DSIT)文書への質問も、英国財務報告評議会(FRC)協議事項に含まれていることを指摘しました(前掲号24ページ)。このとき英国政府はAIに関する白書(White Paper) "A pro-innovation approach to AI regulation" を発表し、AI対応国としてのビジョンを定めました。この白書の中で英国政府は、既存の規制当局が次の5つの価値観に焦点を当てた分野横断的な原則に支えられた、新たなAI規制枠組みの導入を提案しています。

- 安全性、セキュリティ、堅牢性
- 適切な透明性と説明可能性
- 公平性
- 説明責任とガバナンス
- 異議申し立てと救済

具体的には、FRCはコーポレートガバナンス・コードに関する協議の一環として、政府がAI規制枠組みを導入する場合、AI領域の進歩を支援するためにコードの変更が必要かどうかについて、利害関係者に次のような質問を出し、意見を求めました。

Q26: AIに関する政府の白書を支持するために、コードの修正や追加のガイダンスが必要だと考える分野はありますか？

もはやAIはコーポレートガバナンスの議論にも入り込んでおり、テクノロジー専門家に任せるのではなく積極的な対応が求められます。本稿では、AIを巡る最近の動向として2023年10月8日から12日に京都で開催されたインターネット・ガバナンス・フォーラム(IGF)主催の会合「IGF京都2023」での国際的な議論を中心に紹介し、翌11月に英国で開催されたAI安全性サミットにおける日本政府の対応についても最後に触れます。

なお、本稿における意見にわたる部分については筆者個人のものであり、所属するPwC Japan有限責任監査法人の公式見解ではないことを申し添えます。本稿は2023年11月30日現在の情報をもとに記述しています。

## 1 IGF京都2023とは

IGFは、インターネットに関連する公共政策の問題について議論するために、利害関係者を集めたグローバルなマルチステークホルダープラットフォームです。このフォーラムは、「情報社会に関するチュニス・アジェンダ」のパラグラフ72に定められた任務に沿って、国連事務総長によって招集されています。その任務は2015年に10年間更新されました。

2023年、IGFは日本政府の主催により京都で第18

回年次会議をハイブリッド形式で開催しました。今回は「Internet We Want –Empowering All People– (私たちの望むインターネット –あらゆる人を後押しするためのインターネット–)」という包括的なテーマを掲げ、インターネットへのアクセスと人権から、インターネットの断片化、サイバーセキュリティ、AI、新興テクノロジーに至るまで、最も差し迫ったインターネットとデジタル政策の複数の問題について議論がなされました。

IGF京都2023でのセッション議題は、IGFマルチステークホルダー諮問グループ (MAG) が決定します。MAGは政府、産業界、技術コミュニティ、市民社会などの全てのステークホルダーグループから国連事務総長によって任命されたメンバーで構成され、第18回年次IGF会議の計画を支援しました。

また、IGFでは2022年8月に、「インターネットの父」とも言われる計算機科学者のヴィントン・サーフ博士を議長とする「IGFリーダーシップパネル」を充足させました。IGFリーダーシップパネルは、フォーラムを強化し、その認知度を高めるためのアプローチについて意見を交換するためにIGF京都2023で直接会合しました。

次章ではIGF京都2023で提起された論点を要約した文書に基づきまとめています。

## 2 議論された主要テーマ

IGF京都2023のセッションは、以下の8つの補助テーマに基づいて編成されていました。

- AIと新興テクノロジー
- インターネットの断片化の回避
- サイバーセキュリティ、サイバー犯罪、オンラインの安全性
- データガバナンスと信頼
- デジタル格差と包括性
- グローバルデジタルガバナンスと協力
- 人権と自由
- 持続可能性と環境

セッションでの議論などに基づいて作成される、IGF年次会議の成果物が「IGF Messages」(以下、メッセージ)です。メッセージは、主要なインターネットガバナンスとデジタルポリシーの問題に関する最新の考え方について、意思決定者にハイレベルの概要を提供することを目的に発表されます。IGF京都2023では300以上のセッションが開かれ、各セッションの主催者は議論の中から重要なポイントや意見を取りまとめ、メッセージの編集に貢献するよう求められました。

一連のメッセージ草案はIGF事務局によって厳選され、コミュニティのレビューのために公開されています。以下ではAIに関する最初の補助テーマを、メッセージ草案をもとに紹介します。

## 3 「AIと新興テクノロジー」について

### (1) テーマ

AIは生産性を向上させ、経済・社会・文化の変化も加速させる革新的な技術です。このテクノロジーは現在も急速に発展しており、その影響が及ばない分野を見つけることはすでに困難になっています。AIは成長機会だけではなく、新たな課題ももたらしています。ここ1年間だけを見ても、生成AIと関連するサービスの登場は、ビジネス分野だけでなく、市民の日常生活にも入り込み始めています。

多くの人々は、AIテクノロジーが短期的および長期的に人間社会や環境に与える影響を懸念しています。AIが安全かつ責任を持って開発および使用されるようにするには、世界的な関係者の対話と協力が必要です。AIテクノロジーの影響は一国内には収まらず、国境を越えていきます。しかしながら、今のところAI政策の議論、開発、分析のほとんどがグローバルノースに焦点が当てられています。グローバルサウスにとっての機会と影響はもっと詳細に分析され、優先順位を付けられるようにする必要があります。



## (2) 世界へ発信されたメッセージ

### ① 世界的な協力

まず、全ての国と地域の政策立案者、技術者、投資家、企業、市民社会、学界の幅広い意見を活用した世界規模の協働を通じてのみ、AIが全ての人に利益をもたらす可能性が生まれます。ハイレベルのグローバルガバナンス対話と精選された専門家グループは、全ての人に開かれた包括的な対話とのバランスを取る必要があります。

また、取り組みの断片化や一貫性のない政策アプローチを防ぐために、グローバルなAI政策とIGFおよびイニシアチブの間で共同する必要があります。ベストプラクティスの開発と共有が重要であり、グローバルサウスからの視点も含める必要があります。グローバルサウスの政府は、接続性、デジタルリテラシー、サイバーセキュリティなどの構成要素に基づいた政策と戦略を策定し、自国内でのAIの責任ある安全な開発をさらに推進する必要があります。

### ② ガバナンス

AIその他の新興テクノロジーは、人権、民主的価値観、法の支配を尊重する方法で開発および利用されるべきです。AIシステムは、包括的でプライバシーを尊重した設計でなければなりません。AIテクノロジー自体を開発するプロセス、およびAIポリシー、ガバナンスの枠組み、規制は透明性が高く包括的である必要があります。

日本政府が開始した「広島AIプロセス（G7関係者が参加して生成AIについて議論する枠組み）」を含め、世界的なAI原則の策定においてかなりの進歩が見られます。今こそ、倫理的なガイドラインと原則の開発から、AIガバナンスの運用に移行することが求められます。

AI原則を責任ある措置と効果的な実装に結び付けるには、参加国の協調的な努力が必要です。また、世界的に共有されている価値観を運用するための努力は、異なる地域や文化的背景にも容易に適応できる柔軟性を備えていなければなりません。

AIの標準、ガイドライン、自己評価メカニズム、行動規範は重要であり、効果的なAIガバナンスには規

制も必要です。AI開発ライフサイクルにおける全ての分野の責任と説明責任を明確にし、適切な安全対策を定義することが急務です。

監視のメカニズムを強化し、すでに合意されたAI政策と計画について、その実施と影響を追跡することが不可欠となります。

### ③ 人権と開発

社会全体へのAIの普及は、人々に力を与え、人々の連携を強めることにもつながりますが、差別やデジタル格差をさらに深める可能性もあります。AIイノベーションは人権と法の支配を遵守するものでなければなりません。

AIが安全かつ責任を持って活用されれば、世界社会がSDGsの達成に向けて前進するのに役立ちます。私たちはこの点に希望を見出し、この新しいテクノロジーを採用して、直面している複雑な問題に対処する必要があります。同様に、AIの明るい未来だけに夢中にならず、AIに関する議論と応用を世界的および地域的な現実に根付かせるように注視する必要があります。

AIテクノロジーの開発には、コミュニティや多様な背景を持つ人々も巻き込むことが重要です。私たちはAIに関連する技術的、社会的、法的な専門知識を身につける必要があります。AIの概念と用語についての理解が共有されてこそ、協力関係が強化されるのです。

### ④ 生成AI

生成AIを活用すれば、生産性を向上させ、イノベーションを加速できることがわかっています。また、急速に発展しているテクノロジーがグローバルサウスを含む世界中の人権と民主主義制度に影響を与えるという問題に適切に対処し、優先順位を付ける必要があります。

政策立案者は、AIの影響を理解するために包括的なアプローチを取るべきです。そのために、生成AIの影響を受けやすいグループ（例えば、AIに仕事を奪われるリスクがあるグループ）を、この新しいテクノロジーを管理するための議論に積極的に参加させる



必要があります。

すべてのステークホルダーは事実を保護し、保存するために協力する必要があります。ディープフェイクなどの生成AIを利用した偽情報や誤情報は、認識されている現実を曖昧にしたり変えたりする可能性があります。特に選挙に関しては、信頼できる情報を広めることが不可欠です<sup>※1</sup>。

さらに、AIによって生成されたコンテンツを検出および識別するテクノロジーの開発を加速することが重要です。これらの取り組みは、ディープフェイクや生成AIに関連するリスクを軽減し、責任あるデータの使用を促進し、より安全で信頼できるデジタル環境を構築することに役立ちます。AIが生成したコンテンツにラベルを付けることで、消費者はより多くの情報に基づいた意思決定や選択ができるようになります。そのためには、革新的かつ学際的なアプローチが必要です。

## 4 AI安全性サミット

11月2日、英国政府の主催による「AI安全性サミット」<sup>※2</sup>が開催されました。以下、日本政府（外務省）の発表に基づいて概略を紹介します。

サミットには日本から岸田文雄内閣総理大臣がオンライン形式で参加し、生成AIを始めとする最先端AIシステムは、極めて大きな潜在性を有すると同時に、リスクもはらんでおり、人類の英知を結集して、適切なAIガバナンスを国際的に確立することが重要である旨を述べました。

また、日本がG7議長国として2023年5月のG7広島サミットで立ち上げを主導した「広島AIプロセス」において、生成AIを始めとする高度なAIシステムの国際的なルール作りに取り組んでおり、それがグロー

バルなAIのルールの共通の基盤となると確信していると述べました。さらに、10月30日に広島AIプロセスに関するG7首脳声明を發出し、生成AIを含む高度なAI開発者向けの「広島プロセス国際指針」と「広島プロセス国際行動規範」に合意したことを紹介しました。また、2023年末にかけて「広島AIプロセス包括的政策枠組」の策定に向けた作業をさらに加速させるとともに、広島AIプロセスをさらに前進させるための作業計画も2023年末までに策定する予定である旨を述べました。

今後、G7以外の国・地域の政府や民間セクター等との協議も進め、幅広い意見を取り入れて、グローバルサウスを含む国際社会全体が、安心・安全・信頼できる高度なAIの恩恵を享受し、さらなる経済成長や生活環境の改善を実現できるような国際的なルール作りを牽引していきたい旨、また、広島AIプロセスはAI安全性サミットの取り組みとも相互補完的であると考えており、引き続き緊密に連携していきたい旨を述べました。

## 5 おわりに

以上に述べたとおり、2023年は特に生成AIを巡る目覚ましい技術発展の流れを背景として、春の広島サミットから国際政治の舞台において各国の政府首脳も巻き込んでの主導権争いや駆け引きが活発に展開されてきました。2022年は画像生成AI元年と言われたのに対し、2023年は自然言語処理を扱う「大規模言語モデル (Large Language Models: LLM) 元年」とでも呼べる1年であったと思います。

また、AIガバナンスは単に政府や役所のレベルにとどまらず、企業経営者の関心事ともなり、同時にモニタリング機関である取締役会やガバナンス機関においても徐々に検討や議論がなされるようになってきています。本稿冒頭で述べた英国の例はまさにそうした動向を裏づけるものとなっています。

2023年11月、英国FRCが公開したコーポレートガバナンスに関する最新年次レビュー報告書によれば、企業のおよそ49%がレポートの中でAIについて言及

※1 トラストを巡る研究については、本誌第47号（2023年11月）の本連載第13回を参照してください。

※2 英国主催AI安全性サミット：AIの急速な発展を踏まえ、AI技術の安全な開発と使用に関し、11月1日～2日に英国が主催した初の会合。最先端AIのリスクの理解の促進を図り、国際的に協調した行動を通じて、リスクを軽減する方途等について議論。G7を含む各国首脳・閣僚級のほか、国際機関、主要AI企業、有識者等が参加。  
出所：外務省（2023）「岸田総理大臣の英主催AI安全性サミットへの参加について」

しており、そのうちのいくつかの企業は、AIの加速的な進歩を新たなリスクと述べています。ほとんどの企業はオペレーションの文脈でAIについて議論しており、AIのリスクを識別している企業は限定的でした。一部の企業はAIの倫理とリスクに注目しました。

同報告書は、社内でのAIの利用やそのためのアプローチについて、取締役会がどのように通知され、また監督したかについての議論は見られなかったと指摘しています。

取締役会が社内でのAIの責任ある開発と利用、およびそのガバナンスについて明確な見解を持つことは重要です。取締役会は、AIの可能性だけでなく、人々やより広範な社会に対するリスクも考慮する必要があります。このため、取締役会はトレーニングを通じて、あるいは経営陣や外部の専門知識を活用して、AIに関する知識を高める必要があります。

新しい論点であるAIガバナンスが、従来からのコーポレートガバナンスとどのような接点を保ちながら論じられていくか、注目していきたいと思います。

#### 【参考文献】

FRC (2023) Corporate Governance Code Consultation  
<https://www.frc.org.uk/consultations/corporate-governance-code-consultation/> (2024年1月15日アクセス確認)

FRC (2023) Review of Corporate Governance Reporting  
[https://media.frc.org.uk/documents/Review\\_of\\_Corporate\\_Governance.pdf](https://media.frc.org.uk/documents/Review_of_Corporate_Governance.pdf) (2024年1月15日アクセス確認)

DSIT (2023) A pro-innovation approach to AI regulation  
<https://www.gov.uk/government/publications/ai-regulation-a-pro-innovation-approach/white-paper> (2024年1月15日アクセス確認)

世界情報社会サミット (World Summit on the Information Society: WSIS) (2005) Tunis Agenda for the Information Society (情報社会に関する

チュニス・アジェンダ)

<https://www.itu.int/net/wsis/docs2/tunis/off/6rev1.html> (2024年1月15日アクセス確認)

Internet Governance Forum (2023) Draft IGF Messages, the 18th annual Internet Governance Forum  
[https://www.intgovforum.org/en/filedepot\\_download/300/26576](https://www.intgovforum.org/en/filedepot_download/300/26576) (2024年1月15日アクセス確認)

Internet Governance Forum (2023) Draft IGF 2023 Summary, Eighteenth Meeting of Internet Governance Forum  
[https://www.intgovforum.org/en/filedepot\\_download/300/26575](https://www.intgovforum.org/en/filedepot_download/300/26575) (2024年1月15日アクセス確認)

外務省 (2023) 「広島AIプロセスに関するG7首脳声明」 2023年10月30日  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page5\\_000483.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page5_000483.html) (2024年1月15日アクセス確認)

外務省 (2023) 「岸田総理大臣の英主催AI安全性サミットへの参加について」 2023年11月2日  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page5\\_000484.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page5_000484.html) (2024年1月15日アクセス確認)

#### 山口 峰男 (やまぐち みねお)

PwC Japan 有限責任監査法人  
 基礎研究所 所長

2004年公認会計士登録。「次世代の会計および監査」をテーマとした広範な研究活動に従事。大手銀行において法人融資および本部主計業務に携わったのち、監査法人入所。主に金融機関向けの監査およびアドバイザリー業務に従事し、その後、品質管理本部 (金融商品会計、開示、ナレッジマネジメント担当)、英国留学 (日本公認会計士協会による大学院派遣)、グローバル教育研修部門 (PwC英国にてIFRS金融商品会計の教材開発に従事) などを経て現在に至る。日本証券アナリスト協会認定アナリスト (CMA) (1999年) 日本簿記学会学会賞審査委員 (2021年～)

メールアドレス: mineo.yamaguchi@pwc.com



# 企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等の解説

## ——新リース会計基準の実務対応 (3) 不動産固有の論点についての考察 (上)



PwC Japan 有限責任監査法人  
財務報告アドバイザー一部  
シニアマネージャー 田野 雄一

### はじめに

日本の企業会計基準委員会 (ASBJ) は、現行のリースの会計基準 (企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」等) の財務報告上の問題点の改善を図るため、2023年5月に、リースの新基準の開発へ向けた公開草案たる企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等 (以下、本公開草案) を公表しています<sup>\*1</sup>。本誌第46号 (2023年9月号) からは、本公開草案の実務的な観点に焦点を当てた連載を開始しています。

本公開草案は、借手がリースについて使用権資産とリース負債をオンバランスする単一の会計処理モデルを採用することを前提としています (例外規定である「短期リース」または「少額リース」を除く)。現行のリースの会計基準の下では、借手にとって、不動産のリースは、実務上、オペレーティング・リースに分類されることが多く、その場合にはこれらのリースはオフバランス処理されます。本公開草案の提案によると、借手はリース期間にわたって当該不動産を使用する権利である使用権資産とリース料の支払義務であるリース負債を貸借対照表にオンバランスすることとなります。このことは、不動産を賃貸借契約により借りている多くの企業に影響を与え、特に店舗、支店等で多くの不動産を賃借している企業にとっては追加的にオンバランスされる資産および負債が貸借対照表へ大きなインパクトを与えることが予想されます。

本稿から2回に渡って、本公開草案から予想される不動産固有の論点と、その論点について実務上、考慮すべきポイントについて紹介します。なお、本文中の意見に関する部分は、著者の個人的見解であり、PwC Japan 有限責任監査法人の見解ではないことを申し添えます。

### 1 借手の会計処理の概要：現行のリースの会計基準と本公開草案の比較

現行のリースの会計基準の下では、借手のリースは、リース契約に基づくリース期間の途中で当該契約を解除することができないリース取引またはこれに準ずるリース取引で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するかどうかにより、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類されます (図表1の「現行のリースの会計基準」参照)。

不動産のリースの場合は、原則的に、土地と建物の要素に分けてそれぞれリースの分類を行います。土地は通常、無限の経済的耐用年数を有しており、リース期間の終了時まで借手に所有権が移転すると予定されない等の場合には、借手が通常、上述のような経済的利益を実質的に享受することではなく、また、上述のようなコストについても実質的に負担することはないため、土地のリースはオペレーティング・リースに該当すると推定されます。建物の場合、他の資産のリースと同様に分類判定を行います。建物はその耐用年数が一般的には長いこともあり、上述のような経済的利益の実質的な享受やコストの実質的な負担はないことが通常です。このことから、建物のリースの多くはオペレーティング・リースに分類されると考えられます。

本公開草案は、現行のリースの会計基準におけるファイナンス・リースとオペレーティング・リースのいずれにおいても、借手が資産を使用する権利を有する点では同じであることに着目しています。そのため、借手のリースにおいては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類がなくなります (図表1)。借手は、原則として全てのリース取引について、資産を使用する権利である使用権資産を資産計上し、リース料の支払義務であるリース負債を負債計上することになります。

\*1 [https://www.asb.or.jp/jp/accounting\\_standards/exposure\\_draft/y2023/2023-0502.html](https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2023/2023-0502.html)

## 2 借手の会計処理：使用権資産およびリース負債の当初測定

### (1) リース負債

本公開草案によると、リース負債は、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値によって算定する方法で測定されます。図表2では、リース負債の測定に含まれるリース料の構成要素を示しています。

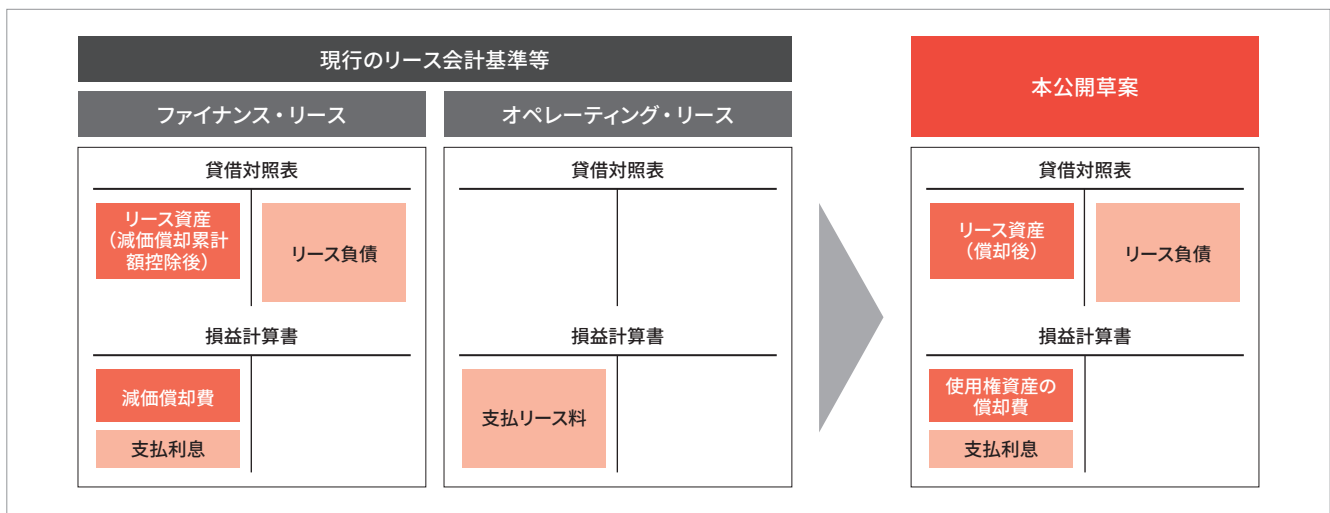
現行のリースの会計基準では、リース料が将来の一定の指標（売上高等）によって変動するリース取引など、特殊なリース取引は取り扱われていませんでしたが、本公開草案では、指数またはレートに応じて決まる借手の変動リースについて

もリース料の構成要素として含めるとしており、その他の点についても注意が必要です。

不動産リースの実務においては、消費者物価指数（CPI）の変動に応じてリース料が変動したり、市場の賃貸料率の変動を反映するようにリース料が変動したりするケースがあります。本公開草案では、それらの変動リース料は、指数またはレートに応じて決まる変動リース料とされ、リース料の構成要素としてリース負債に計上される可能性があります。

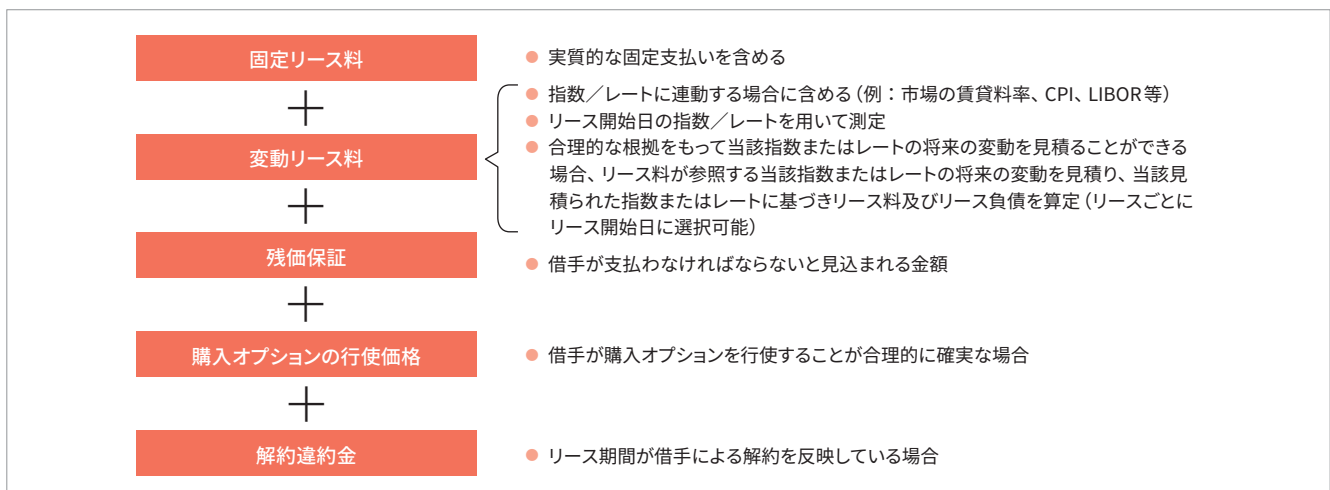
また、不動産リースの実務上、リース料には、共益費や管理費が含まれている場合があります。本誌第46号（2023年9月号）の解説記事「企業会計基準公開草案第73号『リースに関する会計基準（案）』等の解説——新リース会計基準の実務対応（1）リースとサービスの区分」で述べたとおり、共

図表1：現行のリースの会計基準と本公開草案の借手の貸借対照表の違い



出所：PwC作成

図表2：リース負債の構成要素



出所：PwC作成



益費や管理費を原則のとおりサービス契約（非リース部分）に区分した場合には、リース負債の測定から除くことができます。この場合、共益費や管理費を控除した後のリース料をベースにリース負債を測定することとなるため、オンバランスする金額が、このような区分をしない場合と比較すると、相対的に少なくなります。実務的には、契約上のリース料が物件自体のリース料相当と共益費や管理費を含む一本の金額になっているケースも多く、その場合には、契約上の対価をリース料相当とサービス部分に配分する必要があります。配分の方法については、上述の本誌第46号（2023年9月号）の解説記事をご参照ください。

#### 【不動産リースに係るリース負債の測定事例】

実務上、小売店舗などのリースにおいて、売上の一定割合によってリース料が算定されるケースがあり、このようなリース契約は変動リース料の契約に該当します。

##### （補足）借手の変動リース料

借手の変動リース料とは、借手が借手のリース期間中に原資産を使用する権利に関して行う貸手に対する支払いのうち、リース開始日後に発生する事象または状況の変化（時の経過を除く。）により変動する部分をいいます。借手の変動リース料は、指数またはレートに応じて決まる借手の変動リース料（下述の（a）のタイプ）とそれ以外の借手の変動リース料により構成されます。

このような変動リース料の例として、以下のような事例が挙げられます。

##### （a）指数またはレートの値の変動による価格変動。

例えば、リース料がベンチマーク金利や消費者物価指数の変動について調整される場合があります。

##### 指数またはレートに応じて決まる借手の変動リース料以外の事例

（b）原資産から得られた借手の業績。例えば、小口不動産のリースで、リース料は当該不動産から行われた売上の所定の割合を基礎とすると定めている場合があります。

（c）原資産の使用。例えば、自動車リースで、借手が所定の走行距離を超えた場合に追加のリース料の支払いを借手に要求している場合があります。

なお、本公開草案の公表に至る過程において、参考とされた国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」では、上述の（a）のタイプ、つまり、指数またはレートに応じて決まる変動リース料をリース負債の測定に含めるとされています。

IFRS第16号を開発した国際会計基準審議会（IASB）の考え方によると、このような種類の変動リース料の支払いは、借手が避けられないものであり、かつ、借手の将来の活動に左右されないことから、借手にとって負債の定義を満たすとされています。したがって、不確実性があるとしても、それは当該支払いから生じる負債の測定に関するものであり、当該負債の存在に関するものではないとの考え方がIFRS第16号の結論の根拠（BC165項）に示されています。

一方で、上述の（b）および（c）のタイプに関して、IFRS第16号の結論の根拠（BC168項、BC169項）によると、原資産の将来の業績または使用に連動した変動リース料が負債の定義を満たすかどうかについてはさまざまな見解があることや、将来の業績または使用に連動した変動リース料をリース負債の測定に含めることのコストは便益を上回るであろうという利害関係者から寄せられたフィードバックなどを考慮して、原資産の将来の業績または使用に連動した変動リース料をリース負債の測定に含めないこととした経緯が示されています。

本公開草案では、IFRS第16号「リース」との国際的な比較可能性の観点等を考慮して、指数やレートに連動する変動リース料のみがリース料の構成要素に含まれます。よって、売上に応じて変動するリース料は、指数やレートに連動する変動リース料とは異なり、リース負債の測定には含まれず、売上に応じて変動するリース料はオフバランス処理されます。

例えば、5年間の小売店舗リースの契約があり、

- （1）年間支払額はリース対象の小売店舗からの借手の売上の1%
- （2）（1）に関わらず、契約上、年間支払額は100百万円を下回ることはない

という場合、(1)については固定リース料に含まれませんが、(2)については実質的な固定支払いとみなされてリース負債の測定に含まれます。

**(2) 使用権資産**

使用権資産の取得原価は、リース開始日におけるリース負債の計上額に、リース開始日までに支払った借手のリース料および付随費用を加算した額となります。

さらに、本公開草案によると、資産除去債務を負債として計上する場合の関連する有形固定資産が使用権資産であるとき、当該負債の計上額と同額を当該使用権資産の帳簿価額に加えることが提案されています。不動産リースの実務において、借手は退去時に賃借した不動産を原状回復の上で貸手に返還することが義務付けられている場合があります。このような原状回復義務がある場合、借手は資産除去債務を計上することが必要となるため、同額を使用権資産に加算することになります。

図表3は、リース開始日における使用権資産とリース負債の関係を示したものです。

**3 借手の会計処理：リース期間の決定**

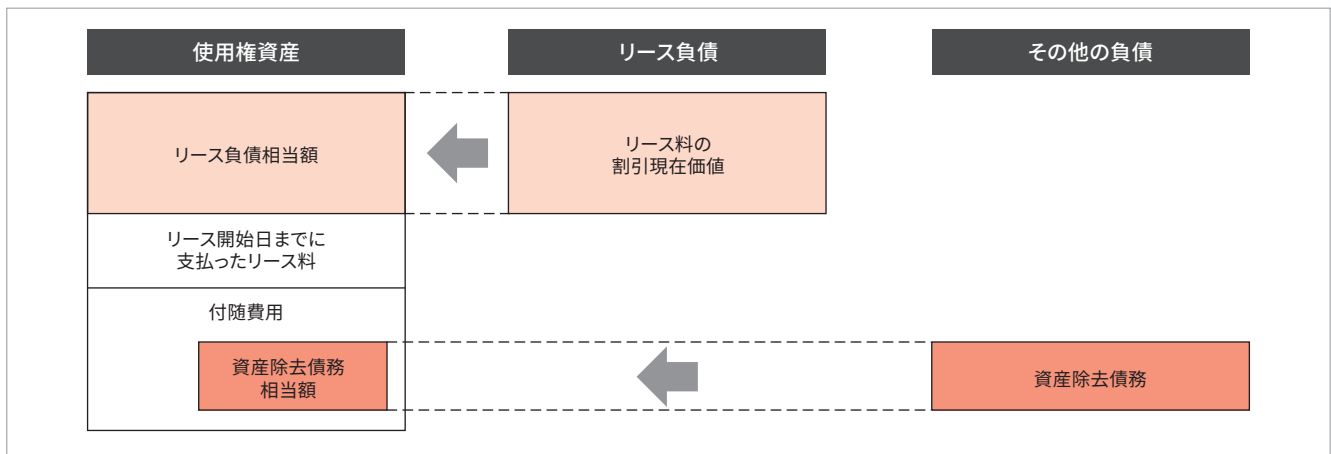
ここでいう「リース期間」は、本公開草案で用いられる会計上の用語を指します。不動産リースの実務上、リース期間は、リース契約書に記載された契約期間と一致することもあります。また、実務上、借手に延長オプションまたは解約オ

プションが存在する場合があります。借手が、延長オプションを行使することが合理的に確実である場合や解約オプションを行使しないことが合理的に確実である場合には、これらのオプションの行使または不行使を反映した期間が会計上のリース期間となります。なお、リース期間の評価の結果、リース期間が12カ月以内であると判定された場合には、リース契約を短期リースとしてオフバランス処理を選択することも可能です。

実務的に不動産リースのリース期間を決定する際には多くの困難が予想されます。現行のリースの会計基準の下では、不動産リースはオペレーティング・リースに分類されることが多く、リース期間について深く検討する必要がありませんでした。おそらく多くの借手にとって、不動産リースのリース期間を検討した実務や経験は少ないのではないかと考えられます。オンバランスされるリース負債の金額は、リース期間にわたるリース料に基づき算出されるため、リース期間の決定は、貸借対照表にオンバランスする金額の大小に直接的な影響を与えます。借手としては、リース期間をできる限り短く設定し、オンバランスする金額を少なくしたいというインセンティブが働く可能性もあります。特に不動産リースは金額的に重要であるケースが多く、貸借対照表へのインパクトも大きくなる可能性があります。本公開草案の提案によると、借手は、リース期間をどのように設定するかの方針を定め、監査人等の第三者に説明する必要があると可能性があると考えられます。

不動産リースの契約には、解約不能期間、解約の事前通知期間、解約時のペナルティなど、リース期間の決定に影響を与えるさまざまな条件がケース・バイ・ケースで含まれることがあります。なかには、特定の契約期間が定められておら

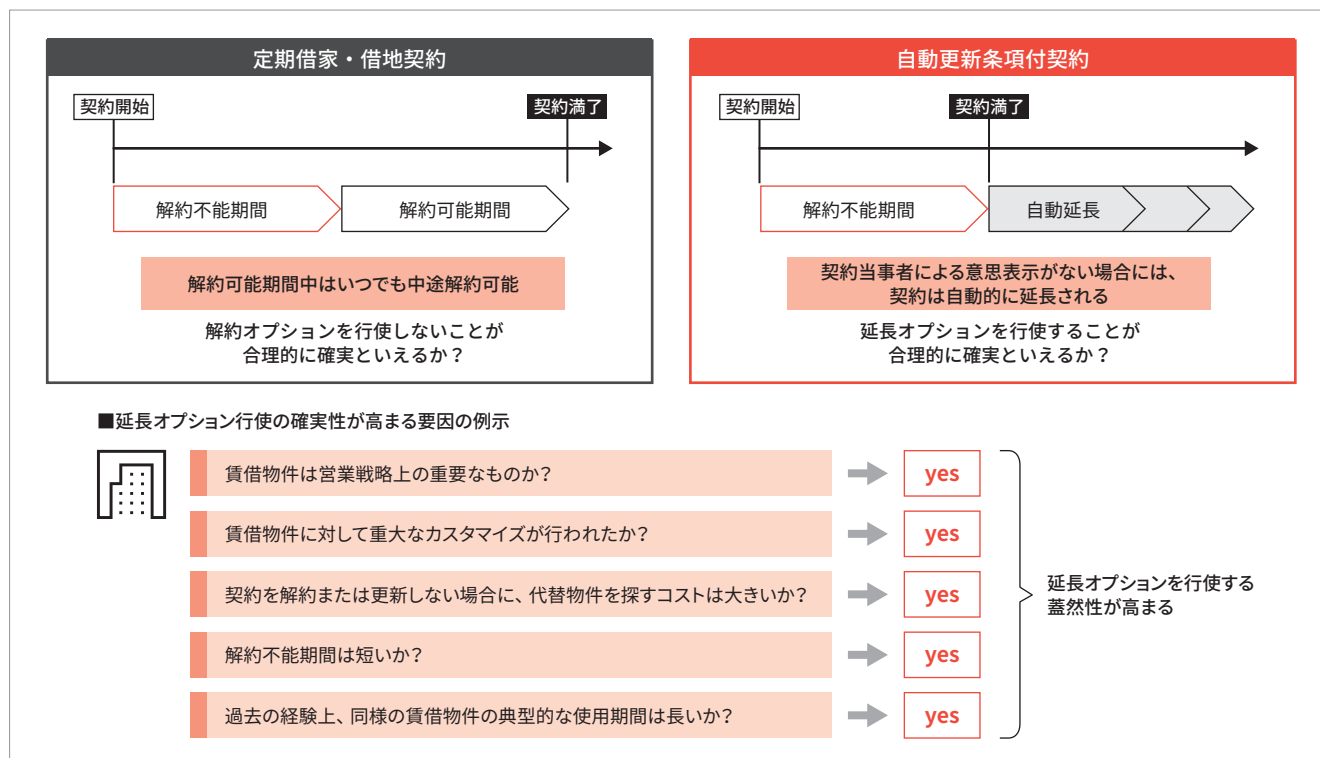
図表3：当初測定時の使用権資産とリース負債



出所：PwC作成



図表4：不動産リースのリース期間の検討ポイント



出所：PwC作成

ず、借手または貸手のいずれかが解約を通知するまで続くものもあります。また、借手が特定の種類の資産を通常使用してきた過去の慣行および経済的理由が、借手のオプションの行使可能性を評価する上で有用な情報を提供する可能性があります。ただし、一概に過去の慣行に重きを置いてオプションの行使可能性を判断することを要求するものではなく、将来の見積りに焦点を当てる必要があります。合理的に確実かどうかの判断は、諸要因を総合的に勘案する必要があります。本公開草案は、借手が延長オプションを行使すること、または、解約オプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかを判定するにあたっての経済的インセンティブを生じさせる要因を例示しています（図表4）。

【不動産リースのリース期間の事例】

不動産リースには、契約期間内であっても、一定の期間以前に事前通知を行えば解約できると定められている場合があります。この場合、解約オプションの行使可能性を評価した結果、解約の事前通知期間が、実質的なリース期間であると見なされる可能性があります。

例えば、6か月以上前に解約の通知を行えばペナルティなしに解約できるといった契約の場合、リース期間が実質的に12か月以内であると判定されることにより、

当該契約を短期リースとして取り扱うことができ、オフバランスとして処理できる可能性もあります。ただし、上述のとおり、リース期間の決定に際しては、経済的インセンティブを生じさせるさまざまな要因を考慮する必要がある点に留意してください。

田野 雄一（たの ゆういち）

PwC Japan 有限責任監査法人 財務報告アドバイザー部  
シニアマネージャー、公認会計士（日本）

2006年にあらた監査法人（金融部）へ入所。REIT、不動産ファンド、金融機関等に対する会計監査および財務報告アドバイザー部においてアドバイザー業務に従事。

2012年7月から2015年6月まで企業会計基準委員会に出向し、専門研究員としてリースを中心にIASBにおけるIFRS基準開発のフォローや日本基準の開発業務に関与。2015年7月にPwCあらた監査法人（当時）へ帰任後、金融機関および一般事業会社に対するアドバイザー業務に従事。現在、財務報告アドバイザー部に所属し、一般事業会社および金融機関のIFRS財務諸表へのコンバージョン業務や日本基準・IFRS・USGAAPの会計相談を含め、M&A・IFRS導入支援、組織再編等の会計関連のアドバイザー業務に多数関与している。

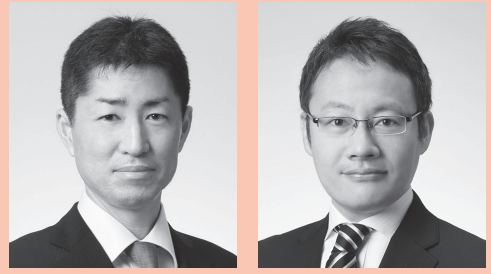
メールアドレス：yuichi.tano@pwc.com

## インダストリーインサイト (11)

## 商社のグループガバナンス

PwC Japan 有限責任監査法人  
財務報告アドバイザー部  
パートナー 澤山 宏行

PwC Japan 有限責任監査法人  
ガバナンス・リスク・コンプライアンス  
アドバイザー部  
パートナー 真木 靖人



## はじめに

グローバルにビジネスを展開する商社は、さまざまなビジネスパートナーとの協働や蓄積されたビジネスノウハウ等を活用した事業投資やトレーディングを主業としていますが、近年はさらに踏み込んで、実際に事業経営に携わるケースも増えています。これらの事業投資および事業経営では、多様なビジネス、グローバルな商流、多くの拠点の存在が特徴として挙げられ、それぞれの事業の特性、地域文化等の違いを踏まえたリスクマネジメント（リスク管理、人材育成等）がこれまで以上に重要になっています。

また、2023年4月、金融庁は2008年の制度開始から15年ぶりに「財務報告に係る内部統制報告制度」（以下、J-SOX）を改訂し、従前のいわゆる3勘定からリスクベースによる評価範囲の決定や不正に関するリスクへの対応を求めており、より実効性があるガバナンス確保が期待されています。

本稿では、グループガバナンスの観点から内部統制、および内部監査について考察します。なお、本稿の意見に関する記載は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことを申し添えます。

## 1 内部統制

## (1) 海外事業投資先に対する内部統制構築および J-SOX 対応

グローバルにビジネスを展開している商社では、近年海外事業への投資が増大しており、海外事業投資先の内部統制の構築状況や J-SOX への理解度および対応状況を理解したうえで、親会社／海外事業投資先の双方の関係者を巻き込みつつ、内部統制構築および J-SOX 対応を推進する体制を整える必要があります。海外事業投資先における内部統制構築および J-SOX 対応では、国内での対応時には想定していなかった課題に遭遇することがよくあります。

課題が発生する要因としては、文化、言語、商慣習、現地法令等の違いが挙げられます。それらを十分に理解せずに国内と同じように業務を推進した場合、しばしば望ましくない結果がもたらされます。そのため、特に以下のような事項に留意する必要があると考えられます。

## a. 海外事業投資先におけるグループとしての内部統制および J-SOX の理解の促進

海外事業投資先に、これまで適用していた内部統制とは異なる、グループの内部統制および J-SOX を理解してもらうことが重要となります。これらの理解促進に成功すれば、グループで統一された内部統制の構築・運用の実現に近づくことが期待できます。当該構築に際しては、海外事業投資先の考え方を尊重しつつ、親会社の適時適切な関与、リーダーシップの発揮が肝要となります。

## b. 海外事業投資先が構築している内部統制の理解および分析

全ての海外事業投資先で前述のアプローチが可能とは限りません。例えば、海外事業投資先独自の強固な内部統制

がすでに存在しているケース、または、決算スケジュールの制約から、海外事業投資先に十分にグループの内部統制を浸透させる時間がないケースでは、当面は海外事業投資先が行う内部統制を許容し、グループが重要と考える項目への対応を把握しつつ、海外事業投資先の内部統制を評価することになると考えられます。

この場合、海外事業投資先におけるリスクが高い領域や論点を洗い出し、当該リスクの対応状況を把握し、必要に応じて追加の統制整備を依頼する等の措置を講じます。

## (2) 上場子会社における内部統制

上場子会社は非上場子会社と比較して、どこにリスクの違いが生じるのか、また、その違いに対応した内部統制、とりわけ商社ではどういった内部統制が重視される傾向があるのかについて検討します。

一般的に上場子会社は、親会社と、子会社の少数株主に対する利益相反という問題を抱えています。それでも上場するのは、子会社従業員のモチベーション向上、優秀な人材の確保、取引の優位性確保などを期待しているためと考えられます。

商社においても、子会社が上場子会社としての独立した意思決定を担保するために、上場子会社に独立社外取締役を置いて実効的なガバナンス体制の構築を促していることが、コーポレートガバナンス報告書等から伺えます。

上場子会社を抱えるメリットについては、グループ全体の企業価値向上や従業員のモチベーションの維持・向上、優秀な人材の確保等を挙げましたが、それだけではなく、商社の築き上げた幅広いネットワークを活用して、上場会社としてすでに知名度や企業信頼度のある商品・サービスの取引の拡大、またグループ内の同様の事業での優秀な人材によるシナジー等がビジネスモデル上見込みやすい点もメリットとして挙げられます。

上場子会社における内部統制の強化は、グループ全体の企業価値を高めるのに重要な役割を果たします。その際には、親会社である商社の経営資源を最大限に活用し、上場子会社間での人材の活発な交流を図っていきます。また、グループ内での取引においては、経済合理性の追求を前提とし、市場価格を参考にしつつ、公正かつ適切な取引条件を設定することも不可欠と考えられます。

## (3) J-SOX改訂による内部統制への影響：評価範囲と主要な業務プロセスについて

金融庁が2023年4月に公表した「財務報告に係る内部統

制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（以下、意見書）は、内部統制のあり方に少なくない影響を与えています。ここでは、この改訂が商社の内部統制評価プロセスに与える影響を考えます。意見書では主な改訂点として9つの項目が示されていますが、特に、経営者による内部統制の評価範囲の決定に関する箇所を取り上げます。

重要な事業拠点において評価対象とする業務プロセスについては、例示されている「売上、売掛金及び棚卸資産の3勘定」を機械的に適用すべきでないことが記載されました。

一般に、経営者による内部統制の評価は、まず全社的な内部統制の評価を実施し、その後に業務プロセスに係る内部統制の評価を実施することとなります。全社的な観点で評価することが適切と考えられる決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスに係る内部統制の評価は、重要な事業拠点を選定してから、さらに選定された重要な事業拠点における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスを評価対象とすることが求められています。意見書の改訂前は、一般的な事業会社の場合においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上、売掛金、棚卸資産の3勘定が明示的に例示列挙されていましたが、改訂後はこの明示的な例示列挙の記載が削除され、単なる注意書きとしてのみ記載されています。

今回の改訂の目的は、内部統制の評価範囲の決定を機械的な勘定科目に当てはめるのではなく、経営者のトップダウン型の財務報告上のリスクに対するリスクアプローチで行うよう促すことにあると考えられます。意見書内でも、今回の改訂の背景を「経営者が内部統制の評価範囲を決定するに当たって、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を適切に考慮すべきことを改めて強調する」ことにあると説明しています。

ここで、上記意見書の改訂内容を近年の商社、なかでも総合商社のビジネス動向に照らし合わせて考えてみます。近年、商社は伝統的な商取引（需給格差や情報格差等を活かしつつ行うモノやサービスの仲介業務）に加えて、商社自らが直接事業に参画する事業投資を強化しています。その事業投資も、以前から行っていた資源ビジネスへの投資にとどまらず、スーパーなどの小売業、医療ヘルスケア事業といった非資源ビジネス、さらにはESG経営も視野に入れた再生エネルギー事業への投資へと投資対象を拡大させています。

このように、伝統的な商取引から事業投資へとビジネスモデルは変遷しています。また、内部統制の評価対象の決定にあたっては財務報告上のリスクを考慮する必要がある点も踏

まえると、商社において評価対象となる業務プロセスの内部統制を評価する場合、売上、売掛金、棚卸資産の3勘定を直ちに評価対象として選定することが適切であるかどうか、より慎重な検討が必要になると考えられます。

具体的には、上記3勘定の中で売掛金および棚卸資産は貸借対照表の資産科目ですが、伝統的な商取引に比べて事業投資を活発に行っているのであれば、財務報告上のリスクが高い勘定科目はこれら以外の勘定科目と判断されるかもしれません。すなわち、売掛金や棚卸資産といった伝統的な商取引と強く関連する勘定科目に比べて、例えば有価証券または貸付金のような投融資に関連する資産科目のほうが財務報告上のリスクが高いと考えられます。これら投融資の勘定科目を内部統制の評価対象として選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価することも考えられます。

今回の意見書の改正を機に商社各社には、ビジネス環境および事業内容の変化が自社の財務報告上のリスクにどのような影響を与えているかを評価し、その結果を内部統制の範囲に適切に反映させる対応が求められると考えられます。

## 2 内部監査

次に、内部監査への期待、2線機能への依拠および協働、内部監査に対する今後の展望について実施した調査結果を交えながら見ていきます。

### (1) 内部監査への期待

#### a. 経営者の期待

内部監査への期待はステークホルダーに応じてさまざまですが、経営者からの期待は、アシュアランス機能とコンサルティング機能の2つが考えられます。

##### ● アシュアランス機能の発揮

経営者が内部監査に求めているのは、各組織がルール等に適切に準拠し業務を遂行しているのかに関する保証です。すなわち、法令違反は多額の賠償金の支払いにつながり、企業のレピュテーションに与える影響は甚大であることを考えると、特に重大なリスクへの対応が適切に実施されていることを保証することは、内部監査にとって重要な機能です（準拠性監査）。

##### ● コンサルティング機能の発揮

コンサルティング業務を通じて内部監査人に期待される

のは、単純に各組織のルールに準拠していない課題を発見するあたかも社内警察のような役割ではなく、各組織の役職員がビジネスを推進する手助けをし、内部監査人が1線と2線<sup>※1</sup>および経営者に対するアドバイザーとして機能することが期待されています。また、内部監査人がコンサルティング機能を遂行するにあたり、客観性・独立性は維持されなければなりません。また、被監査組織からの要請が過大な場合には、提供できるコンサルティング機能を明確に被監査組織へ説明することが求められます。

換言すると、経営者は、内部監査人が両機能を発揮し、例えば下記のようなグループの改善・強化を促進することを期待していると考えられます。

1. グループ内の各組織に対するより効率的・効果的なアシュアランス機能の提供
2. グループ内の各組織のガバナンス・リスク・コンプライアンスに関する脆弱な部分の発見と是正のフォローアップ
3. グループ内の各組織の内部監査に対する信頼性維持・向上を通して、各組織と内部監査人との双方向のコミュニケーションの促進および内部監査を起点とした各組織間の連携促進
4. グループ内の各組織が内部監査を経験することを通じた経営人材の育成など

PwCでは、2023年内部監査全世界実態調査<sup>※2</sup>を行い、81カ国・地域の4,680人から回答を得ました（その内訳は、内部監査部門長が41%、取締役会メンバー・経営幹部が37%、2線のリスク管理部門長が11%、コンプライアンス部門長が11%です）。この調査は商社に特化した回答結果ではありませんが、事業投資を通じてグローバルにさまざまな業界へ関与する商社の役割から考えた場合、有用な示唆が調査結果から読み取れます（図表1）。

#### グローバル

内部監査人に対する現状の評価は、PwCが内部監査の外

※1 3つのディフェンスラインは、組織内のリスク管理機能をリスクとの関係において3つのラインに分類定義し、相互の関係を整理しています。1線は主体的なリスク管理機能、2線はリスク監視機能、3線はリスク管理についての独立した検証機能を担うものとされます。

※2 2023年内部監査全世界実態調査  
<https://forms.jp.pwc.com/public/seminar/view/21027>



部品質評価で参照する成熟度評価<sup>※3</sup>の指標である「問題解決者」として評価される割合が最も高くなっています。今後3年間に内部監査人へ期待される役割は、「信頼されるアドバイザー」へシフトしつつあることが読み取れます。

### 日本

内部監査人に対する現状の評価は、「アシュアランス提供者」および「問題解決者」として評価される割合が同程度であり、グローバルと比較するとワンランク成熟度が低く現れています。今後3年間に内部監査人へ期待される役割は、「問題解決者」と「信頼されるアドバイザー」の割合が同程度です。

グローバルも日本も今後3年間に内部監査人へ期待する役割としては、「問題発見者」および「アシュアランス提供者」の割合は低下し、独立・客観的な立場でありつつも、執行側に寄り添って課題解決・アドバイスを提供していく役割を期

待していることが読み取れます。

さらに内部監査人自身が近年注力している領域・課題は図表2のとおりであり、テクノロジーの進化に応じて、内部監査が配慮すべきと考えるリスクにも影響を与えています。

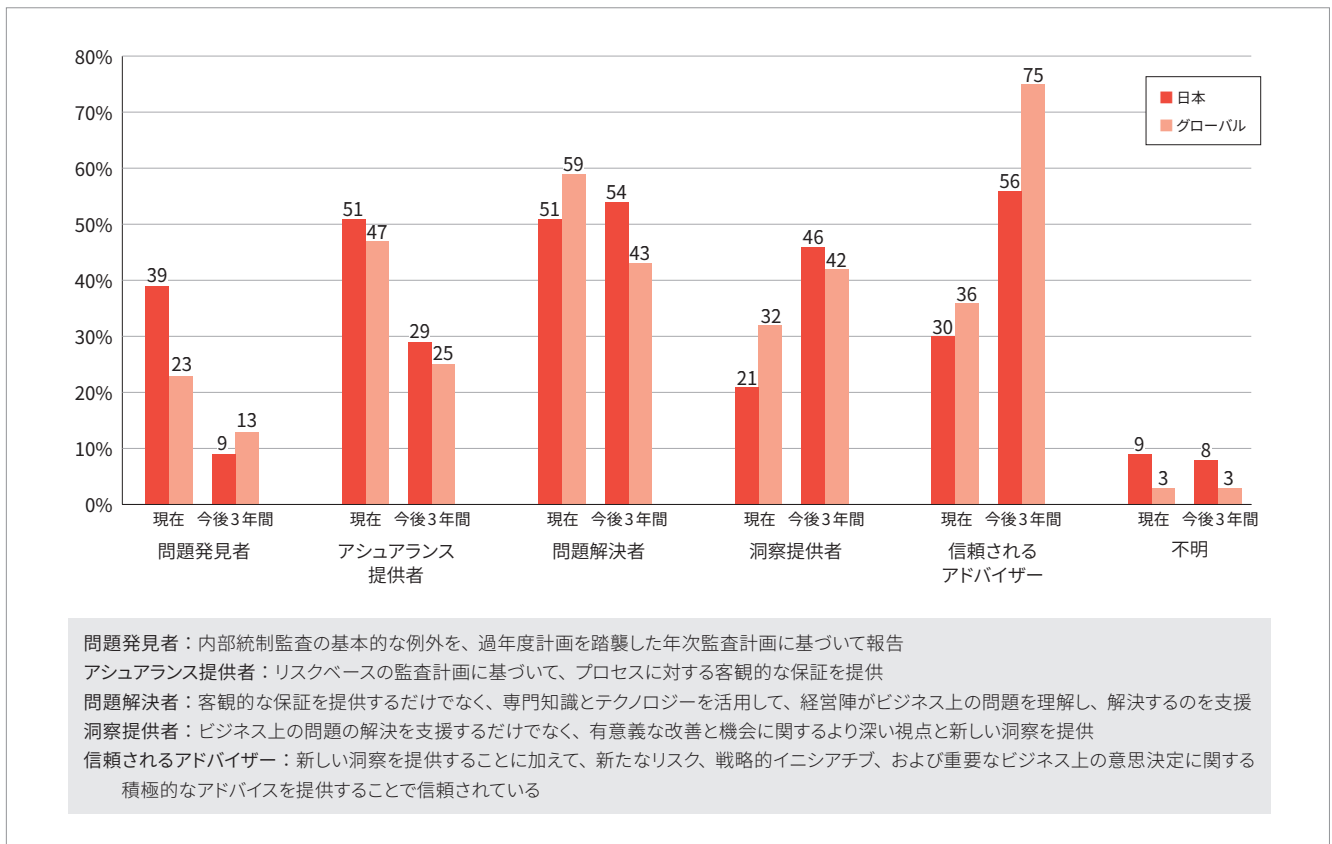
### b. 監査機関の期待

監査機関からの期待は、次の2つが考えられます。

#### ● 監査役等との協働

内部監査人は、監査役等と密に双方向の情報交換を行うことで、互いに必要な情報共有と重複手続の排除が可能となります。例えば、グループ内の各組織に対する往査では、内部監査人と監査役等が共同で実施することも想定され、各観点で必要な監査手続を行い、適宜連携することで、お互いの監査の実効性を高める余地があり、場合によっては監査役監査の一部支援を内部監査人が行うことも想定されます。

図表1：内部監査人に対する現状の評価と今後3年間に期待される役割

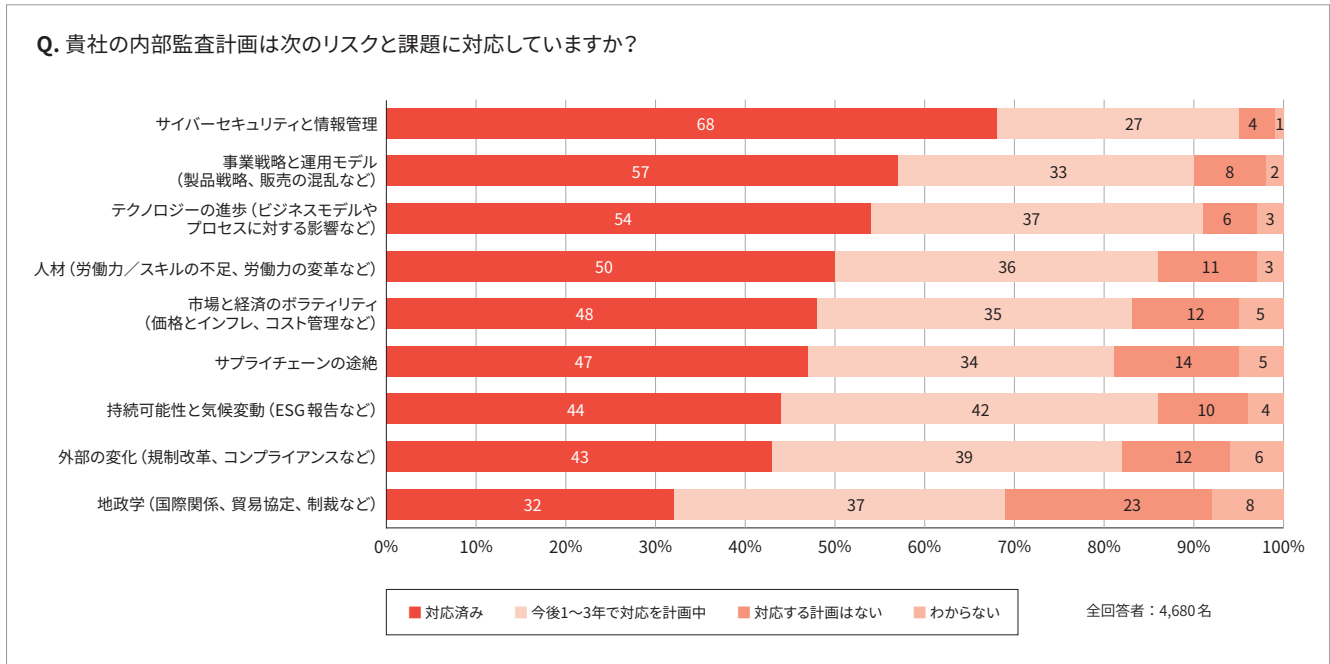


出所：PwC「2023年内部監査全世界実態調査」

※3 成熟度評価は<https://www.pwc.com/jp/ja/services/assurance/governance-risk-management-compliance/internal-audit/quality-assurance-reviews.html>を参照



図表2：内部監査人が近年注力している領域・課題



出所：PwC「2023年内部監査全世界実態調査」

● 会計監査人、監査役等との三様監査

監査は大きく、任意の内部監査と法定監査である監査役監査や会計監査人監査に区分できます。法定監査が適切に役割を遂行するためには、内部監査が適切に機能している必要があり、一般社団法人日本内部監査協会、公益社団法人日本監査役協会および日本公認会計士協会では、内部監査と法定監査機関は、情報交換等を通じて連携することを推奨しています。

なお、東京証券取引所が公開している「コーポレートガバナンス・コード」<sup>※4</sup>の基本原則3「適切な情報開示と透明性の確保」の「原則3-2 外部会計監査人」の補充原則3-2②(iii)では、取締役会と監査役会の行うべき対応として、「外部会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保」を掲げています。

また、基本原則4「取締役会等の責務」の「原則4-13 情報入手と支援体制」の補充原則4-13③で、「取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである」と

明記しています。

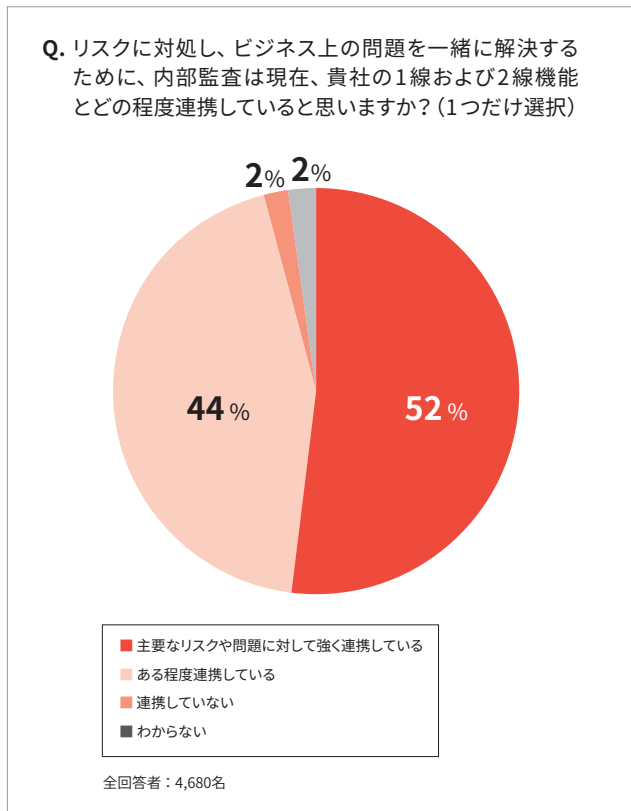
これらのことを勘案すると、内部監査人は適切な情報開示や透明性の確保および取締役会等の責務の遂行に際して、社内外の法定監査機関と適切に連携することが求められていると考えられます。

(2) 2線機能への依拠および協働

グローバルにビジネスを展開する商社が対応すべきリスクは、これまでも配慮していた贈収賄リスクや独禁法リスクのような重大なペナルティを伴うコンプライアンスリスクにとどまらず、多様化・複雑化してきています。具体的には、パンデミックや戦争によるサプライチェーンの断絶によるリスク、サイバーリスク、気候変動によるリスク、戦争による地政学リスクや制裁関連リスク、エネルギー価格の上昇リスク、世界的な物価上昇によるリスク等が考えられます。商社では、これらのリスクを適切に管理するため、グループ内の各組織からの定期的なリスク情報の収集とリスクランク付け、それに応じた対応が想定されます。内部監査では、管理部門がどのようにリスク管理を行うかを把握し、当該2線機能へ内部監査人として依拠するか否かの評価を行い、効率的・効果的なリスクアプローチに基づく内部監査の実現が期待されます。そのため、グループ組織を所管する部署、リスクマネジメント部門、システム部門、法務部門等との協働が、内部監査の成功のためには非常に重要になります。

※4 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(2021年6月11日)  
<https://www.jpex.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/nlsgeu0000051nul.pdf>

図表3：内部監査部門と1線および2線機能との連携状況



出所：PwC「2023年内部監査全世界実態調査」

2023年内部監査全世界実態調査では、リスクの対処や事業課題の解決の場面において、内部監査部門は1線および2線と半分以上が強く連携しており、ある程度連携しているという回答と合わせるとほぼ100%が連携していることがわかりました（図表3）。

### (3) 内部監査に対する今後の展望

#### a. グループ組織のリスク感度の維持・向上

内部監査は、グループ内部でありながら、独立性と客観性を維持しながら、被監査組織および経営陣に新たな視点を提供し、ときには異議を唱え、リアルタイムで洞察を提供します。ただしそのためには、内部監査人は十分な根拠に基づく事実確認を行い判断する必要があります。一般的に、部門間の縦割り意識が強い組織の中で、内部監査は部門間に共通する課題を横串で把握し、改善提案や連携を促進する機会を提供できる数少ない機能です。

グローバルにビジネスを展開する商社では迅速な意思決定（リスク対応）が必要となることから、現場に近い組織のリスク感度を維持・向上していく必要があります。ここでも、内部監査人は、直接グループ内の組織へ往査し、かつ各組織を

管轄する管理部門の監督状況を直接監査することを通して、グループ内の組織におけるリスク感度の維持・向上を促進できる立場にあります。

#### b. データを利用した監査アプローチ

日本では、グループ内の組織のデータ管理の手段や利用する基幹システムが異なることが多く、統一的なデータ抽出ルールを組織に一律に当てはめることが難しい状況が想定されます。また、親会社の内部監査人の主導でグループ監査を行う形態もあれば、さらに細かい単位の内部監査人に十分な監査機能を持たせることもあります。しかし、どのような体制であっても、内部監査におけるリスクアプローチに基づく方法を徹底していきながら、財務・非財務データがつながり、データ分析がより実施しやすくなる環境が整うことを前提とすれば、内部監査の深度および頻度をデータ分析を通して増加させていくことはグループガバナンスの維持・向上に重要な影響を与えられと考えられます。

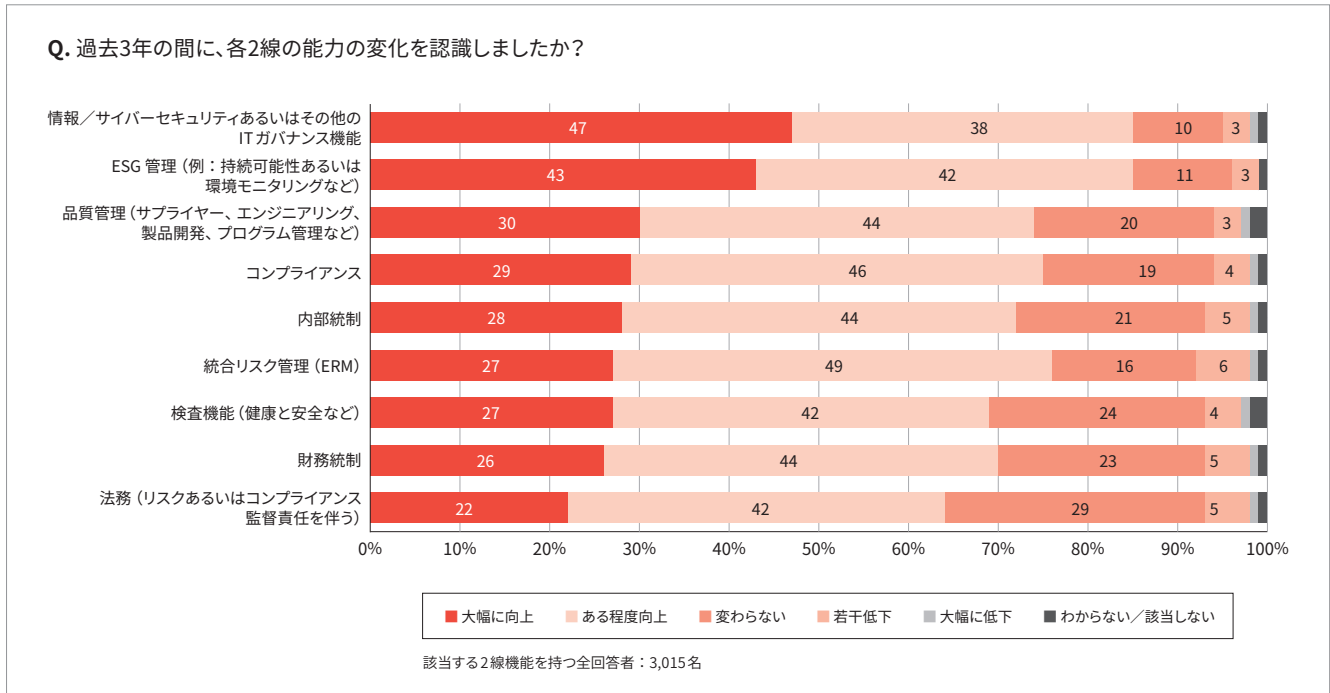
#### c. 生成AIを利用した監査アプローチの変化

今後、生成AIを活用して内部監査アプローチの全体を見直すことで、品質を維持・向上しつつ業務効率化が実現されると見込まれます。具体的には、内部監査のインプットとなる情報のうち、PDFやテキストなどの非構造化データや、異なるシステムからのデータなどは生成AIが得意とする領域であり、当該処理において生成AIの活躍が想定されます。また、内部監査のアウトプットとなる情報は、監査手続きのとりまとめ結果や監査報告書、監査調書などの文書やデータであり、こちらも生成AIの活用が期待できます。

特にデータ分析は多くの領域で生成AIの利用が可能となります。具体的には、計画段階のリスク分析から内部監査の対象拠点の選定、データ分析からの新たな洞察の提供および業務実施段階においてリスクが高いと考えられる取引サンプルの抽出など、財務データとそれ以外のデータを連携させて分析を行うことが想定されます。

さらに、監査対象となる多くの組織においても生成AIは有用であると考えられますが、その特性に起因する機密情報の漏洩や著作権侵害などの新たなリスクが生じます。このようなリスクに適切に対処するためにはAIガバナンスの態勢構築および運用が求められます。内部監査としては、このAIガバナンスこそが、組織が生成AIによる新たなリスクを適切に管理しているかを継続的に評価する重要な役割を担うと考えられます。

図表4：過去3年間で企業が強化してきた2線機能



出所：PwC「2023年内部監査全世界実態調査」

d. ITおよびESGに関連する内部監査の関与

2023年内部監査全世界実態調査によると、過去3年間世界各国の企業が最も注力して強化してきた2線機能では、ITおよびESGの割合が他の機能より割合が大きいことが目立ち

ます(図表4)。このため、今後内部監査に対し、ITリスクやESG管理状況への評価を要請してくることが想定され、そのために該当の要請に対応可能な人材を確保する必要があります。

澤山 宏行 (さわやま ひろゆき)

PwC Japan有限責任監査法人 財務報告アドバイザー部 パートナー  
 総合商社、グローバルに展開している企業等に対する、IFRSコンバージョン支援業務(IFRS適用支援業務含む)、J-SOX/US-SOX導入支援業務、連結経営構築支援業務、決算早期化・決算期統一支援業務、会計業務標準化支援業務、ファイナンス・トランスフォーメーション支援業務等、多岐にわたるアドバイザー業務に広く関与する。  
 メールアドレス：h.sawayama@pwc.com

真木 靖人 (まき やすと)

PwC Japan有限責任監査法人 ガバナンス・リスク・コンプライアンスアドバイザー部 パートナー  
 20年以上会計監査に従事し、2010～2013年でPwC米国ニューヨークオフィスに出向し会計監査およびアドバイザー業務に関与。帰国後、内部監査コンサルティング、内部統制の立ち上げ支援、不正調査の支援など、ガバナンス・リスク・コンプライアンス業務に広く関与する。  
 日本公認会計士協会 経営研究調査会 会計不正動向専門委員会委員長  
 メールアドレス：yasuto.maki@pwc.com

# 欧州国境炭素調整措置（CBAM）の導入と貿易への影響



PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.

関税・貿易部

シニアマネージャー 濱田 未央

## はじめに

カーボンプライシングとは、一般的には炭素税や炭素排出量を取引する排出量制度の導入により、排出される温室効果ガスに金銭的な負担を課すことで、経済成長を維持しつつ、効果的に炭素排出量を規制することを目的とした政策手法です。今後の経済活動において脱炭素を実現するため、多くの国で導入が検討されている、あるいは、すでに導入されています。今後、特にグローバルに事業を展開する企業は何らかの形で対応を迫られることになると考えられます。

欧州では、貿易におけるカーボンプライシングの施策である、炭素国境措置（Carbon Border Adjustment Mechanism：CBAM）の本格実施に向けた移行期間が2023年10月に開始しました。これに伴い、欧州の輸入者は、EU域内に輸入される製品の製造過程で発生した炭素排出量等の情報を四半期ごとに欧州政府に提出することが義務付けられました。

CBAMは、欧州グリーンディールとして2030年までに温室効果ガスを1990年比で55%削減するという目標を達成するための包括的な政策案である「Fit for 55 Package」に含まれる政策の1つです。2026年のCBAM本格実施後、欧州における輸入者は、CBAM対象品の輸入者として登録を行い、輸入する特定の製品の含有炭素排出量に応じたCBAMコストを欧州政府に支払うことになります。

本稿では、CBAMの導入背景について説明し、移行期間において欧州輸入者に課せられる報告義務、および2026年からの本格実施後の運用について解説します。なお、文中における意見は全て筆者の私見であり、PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.および所属部門の正式見解ではないことを申し添えます。

## 1 CBAMの導入背景

欧州では、2005年から欧州域内排出量取引制度（EU ETS）の運用が開始されました。EU ETSの導入により、欧州域内での生産行為で排出される温室効果ガス（GHG）に一定の排出枠が設けられたほか、企業による排出枠の売買が義務付けられました。

一方で、世界には気候変動対策を積極的に進める国とそうでない国があります。EU ETSの導入は規制の緩い域外への生産移転や、輸入品への依存を引き起こすおそれがありました。そのため、このようなカーボンリーケージ（GHG削減策が逆に他の地域での排出増加を招く現象）のおそれがある一部の産業分野については、無償枠割当を行うことでそのリスク対策が採られてきました。しかしながら、当該無償枠割当は、気候変動対策を強化するため、2026年から段階的に削減され、2034年以降は撤廃される予定です。このため、新たなカーボンリーケージへの対策として、EU ETSの無償枠の段階的削減と並行する形で、CBAMが導入されることとなりました。

CBAMは、EU域内に特定の製品を輸入する際に、輸入者に対して当該輸入製品の生産で生じた炭素排出量に応じた炭素価格の負担を求めることで、異なるレベルの炭素規制環境下で製造された製品との間に公平な価格競争条件を作り出すことを目的として設計されています。

## 2 CBAMの対象分野

現時点では、カーボンリーケージのリスクが特に高いセメント、電力、肥料、水素、鉄・鉄鋼およびアルミニウムがCBAM対象品とされています。具体的には、欧州税関への輸入時に申告される品目番号（CN Code）で対象品が特定され



ています。

また、CBAM対象品は、2026年までの間に行われる再評価プロセスを経て、カーボンリーケージのリスクがあると見込まれるその他の品目に拡大される可能性があります。将来的にCBAM対象となる具体的な品目や、その品目拡大にかかる2030年までの段階的なスケジュールについては、移行期間終了までに、欧州委員会から欧州議会に報告される見込みです。有機化学品およびポリマーについては明示的に評価対象とされていることから、本格実施後にCBAM対象に含まれる可能性が高いと考えられます。また、輸入品の製造過程において使用される前駆物質についても、その製造過程で発生した炭素排出量を、完成品である輸入品の炭素排出量に含めるべきとされており、今後その品目の見直しが行われ、拡大される可能性があります。

### 3 CBAM移行期間

#### (1) 移行期間中の義務

2023年10月1日から2025年12月末までは、2026年1月1日からのCBAM本格実施に先立つ移行期間です。移行期間は、影響下にいるステークホルダー（輸出入者および当局）によるCBAM本格実施に向けた準備の促進および情報収集を目的として開始されるもので、CBAMコストの支払い等は求められません。

移行期間中、前述のCBAM対象品を輸入する欧州の輸入者には、輸入品の含有炭素排出量等を、四半期終了翌月末までに、CBAM移行レジストリ（CBAM Transitional Registry）と呼ばれるプラットフォームを通じて報告する義務が課せられます。欧州輸入者に課せられる報告義務の詳細については、2023年8月17日に欧州委員会がCBAM移行期間に関する実施規則を公表しており、2023年9月15日付欧州連合官報に掲載されました（図表1）。

#### (2) 報告対象となる炭素排出量の測定方法

CBAM移行期間にかかる実施規則では、移行期間中の四半期報告で報告すべき含有炭素排出量等の項目が列挙されています。中でも、排出量の算定に関連して、実施規則の中で、対象製品ごとに生産ルートや前駆物質が定義づけられており、これらの関連する生産ルート上で発生した炭素排出量や、前駆物質の生産のために発生した炭素排出量を報告しなければなりません。

直接排出量の測定方法については、大きく分けて、①実

図表1：CBAM移行期間中の報告義務の概要

項目	ポイント
報告対象品	● EU域内に輸入されるセメント、電力、肥料、水素、鉄・鉄鋼およびアルミニウムの6つのセクターの製品
対象原産国	● EU域外の全ての国 ● ただし、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）等はCBAM規則の適用対象外
移行期間	● 2023年10月1日～2025年12月31日
報告義務者	● CBAM対象品の輸入申告者（間接税関代理人を含む）
報告内容	● EU域内に輸入した物品および生産情報 ● 直接排出量 ● 間接排出量（製品の製造工程で消費される電力生産による排出量） ● 原産国で支払われた炭素価格
報告期限	● 各四半期の終了後1カ月以内（第1回目の提出期限は2024年1月末）
ペナルティ	● CBAM報告書を提出しない場合、未報告となった含有炭素排出量1トンあたり10～50ユーロのペナルティが賦課

出所：PwC作成

際の排出量を測定する方法と、②実施規則の附属書で公表されている標準値等を使って計算する方法が規定されています。一方、当該いずれかのCBAM実施規則が規定する方法（以下、CBAM方式）以外にも、域外カーボンプライシング等の制度における排出量測定方法との整合性や企業側の測定方法確立にかかるリードタイムを踏まえ、移行期間中における柔軟な運用として段階的措置も規定されました（図表2）。

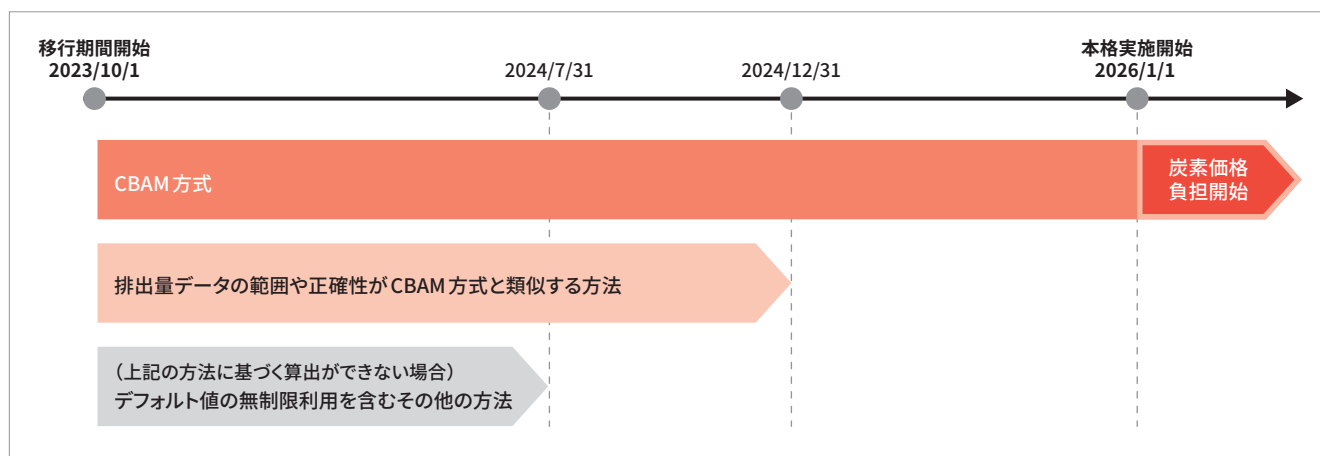
#### ● 含有排出量の算定方法に関する段階的措置：

- 報告対象となる直接排出量は、原則、CBAM方式を用いて算定しますが、2024年末までの所定の期間内においては、以下の代替的な方法による算定が認められています。
- ▶ 2023年10月1日～2024年7月31日：欧州委員会が発表するデフォルト値の無制限利用を含むその他の方法
  - ▶ 2023年10月1日～2024年12月31日：排出量データの範囲や正確性がCBAM方式と類似する以下のいずれかの方法
    - ◆ 製造施設の所在国におけるカーボンプライシング制度に基づく方法
    - ◆ 製造施設の所在国における強制排出モニタリング制度に基づく方法
    - ◆ 認定検証者による検証を含む、製造施設が採用している排出モニタリングスキームに基づく方法
  - ▶ 2025年1月1日以降：CBAM方式のみ

なお、含有炭素排出量の算定が困難な場合は、欧州委員



図表2：CBAM移行期間中の直接排出量の算定方法にかかる段階的措置



出所：PwC作成

会が発表するデフォルト値の使用が部分的に認められています。また、当該デフォルト値の利用制限については、前述の排出量測定方法にかかる段階的措置に合わせる形で、段階的な措置がとられることが発表されています。

#### ● 直接排出量としてのデフォルト値の利用制限にかかる段階的措置：

- ▶ 2023年10月1日～2024年7月31日：制限なく使用可能
- ▶ 2024年8月1日以降：実施規則に規定される前駆物質を使用して生産される物品 (complex goods) について、その総含有炭素排出量の20%を超えない範囲で使用可能

#### (3) 四半期報告書の変更および修正

2024年1月末提出期限のCBAM報告書および2024年4月末提出期限の同報告書の2回分については、第3回目の報告期限 (2024年7月末期限) まで修正 (modification) が可能です。その後の報告、具体的には2024年7月末期限の報告以降については、原則として、提出後2カ月間、修正 (modification) が認められます。さらに、正当な理由があり、申告者から要請があった場合は、最長で提出後1年間の訂正 (correction) および報告書の再提出が認められます。

## 4 CBAM本格実施

### (1) 現時点で明らかにされている内容

炭素価格の負担は、移行期間完了後の2026年1月1日か

ら開始される本格実施期間に義務化されます。具体的には、欧州の輸入者は、CBAM本格実施後、必要な枚数のCBAM証書を購入し、輸入したCBAM対象品の含有炭素排出量に対応する枚数を毎年5月末までに償却することで輸入品の炭素価格を負担します。CBAM証書は、CBAM対象品のCO<sub>2</sub>1トン分に相当する含有炭素排出量に対応する電子形式の証明書であり、1枚あたりの価格はEU ETSにおける排出価格と連動する見込みです (EU ETS排出権オークション価格の週間平均をCBAM証書価格とする)。原産国における炭素価格の支払いがある場合は当該価格に対応する枚数を差し引き、またEU ETSの無償割当との調整が必要な期間は当該調整を加味した枚数を償却するとされています。

なお、本格実施開始後の含有炭素排出量の計算に関する情報を含むCBAMの本格実施に関する詳細は、今後新たに公表される実施規則等により明らかになる見込みです。未確定情報もありますが、現時点では図表3に示す枠組みが公表されています。対象品の輸入を行う輸入者はCBAMコストの負担に伴い、年に1回CBAM申告を行うほか、CBAM申告書として報告する含有炭素排出量が、CBAM規則に照らし合わせて適切であることを確保するために、認定検証者による検証を受けることも求められる予定です。

### (2) 今後公表される予定となっている実施規則等

CBAM本格実施にかかる詳細については、新たな実施規則等の発表により明らかになる見込みです。今後発表される予定となっている実施規則は次のとおりです。

- CBAM対象品の輸入者の認可に関する情報 (申請要件、申請方法、認可の剥奪等)

図表3：CBAM本格実施の概要

項目	ポイント
対象品	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU域内に輸入されるセメント、電力、肥料、水素、鉄・鉄鋼およびアルミニウムの6つのセクターの製品（移行期間を経て拡大される可能性あり）</li> <li>ただし、150ユーロを超えない少額の積荷は除く</li> </ul>
対象原産国	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU域外の全ての国</li> <li>ただし、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）等はCBAM規則の適用対象外</li> </ul>
申告義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>所轄当局より認可を受けた輸入申告者（間接税関代理人を含む）</li> </ul>
CBAM申告書記載内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU域内に輸入した物品の総量</li> <li>含有炭素排出量</li> <li>償却されるCBAM証書の総数</li> <li>認定検証者により発行される検証書の写し</li> </ul>
申告期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>前暦年のCBAM申告書を毎年5月31日までに申告</li> </ul>
炭素価格負担方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>CBAM証書を購入し、申告含有炭素排出量に対応する証書数を5月31日までに償却</li> </ul>
ペナルティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>CBAM認定申告者がCBAM証書の償却を失念した場合は、償却漏れとなったCO2トン数に応じたペナルティが賦課</li> <li>CBAM認定申告者の資格を有していない者がCBAM対象品を輸入した場合は、ペナルティが賦課</li> </ul>

出所：PwC作成

- 本格実施開始後の含有炭素排出量の計算に関する情報
- CBAM申告書に関する情報（形式、提出方法等）
- CBAM証書の運用に関する情報（販売および買戻し、証書価格、原産国で支払われている炭素価格の控除方法、EU ETSの無償枠との調整方法等）
- 含有炭素排出量の検証者の認定に関する情報（認定の付与、認定の取り消し、相互認証のための条件等）

また、CBAM規則附属書に規定される鉄鋼、アルミニウム、水素のCBAM本格実施後の申告対象となる含有炭素排出量は、製品の製造工程から排出される直接排出量のみとされて

います。一方で、移行期間中は、製品の製造工程で消費される電力生産による排出量である間接排出量も報告対象事項に含まれており、今後移行期間を経て間接排出量の取り扱いが見直しされる可能性があるところ、今後の動向に留意する必要があります。

## 5 おわりに

欧州とCBAM対象品の貿易を直接的に行う企業のみならず、CBAM対象品に含まれる前駆物質のサプライヤーや生産工程に関与する企業についても、今後何らかの形でCBAM導入の影響を受ける可能性が高いと考えられます。また、CBAMの導入により、欧州の輸入企業が、EU域内へCBAM対象品を輸出する企業に対して炭素排出量にかかる情報提供を求めることが想定されるため、欧州との貿易においては積極的に情報提供に対応する輸出企業が選好される傾向が増す可能性もあります。したがって、ビジネスにおける影響も視野に、炭素排出量の管理に向けた準備を進めることが推奨されます。

長期的には、気候変動対策として、脱炭素や温室効果ガス削減に向けたカーボンプライシングが、欧州以外の国・地域でも新たに導入される可能性があります。その場合には、企業の生産活動において炭素排出量の管理が求められる機会は増加することになります。欧州におけるCBAM導入をきっかけに、カーボンニュートラルの実現に向け、原料調達から生産工程までのサプライチェーンにおける炭素排出量（カーボンフットプリント）の可視化のニーズが一層高まる可能性もあり、カーボンプライシングという施策が、企業のクロスボーダー取引やビジネス環境に与える影響にも注視していく必要があると考えられます。

### 濱田 未央 (はまだ みお)

PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd. 関税・貿易部  
シニアマネージャー

2022年より、関税・貿易部において、企業の貿易コンプライアンスにかかるアドバイザーおよび通関・関税マネジメント関連サービスを担当。クロスボーダーにかかる新たなカーボンプライシングとしてのCBAM対応支援を含む国際貿易および通関に関するサービスを幅広く手掛ける。  
メールアドレス：mio.hamada@pwc.com

# インドの経済環境と重要な 税制・規制のアップデート



Price Waterhouse & Co LLP  
パートナー **Rahul Gupta**

PricewaterhouseCoopers Private Limited  
アソシエイトマネージャー **水成 健成**

## はじめに

過去10年間、インド経済は驚異的な成長を遂げ、世界銀行のデータによると2022年にはGDPが3.3兆米ドルの大きさに乗り、世界第5位の経済大国へと躍進しました<sup>※1</sup>。インド経済は世界的に高い評価を得ており、国際通貨基金（IMF）はインドの経済のしなやかな成長を称賛し、世界銀行はインドが「最も急速に成長する主要経済国」であり続けると述べています。

国際協力銀行（JBIC）の2022年度海外直接投資（Foreign Direct Investment：FDI）アンケート調査では、インドは2019年度の同調査以来3年ぶりに有望国のトップに返り咲きました。世界の製造業は事業戦略の立案において地政学的リスクを重要視していますが、インドは地理的な利点があること、世界的にも稀に見る民主的な新興経済大国であること、そして規模と成長の両面で力強い経済指標を示していることから注目を集めています。

特に、インドの製造業セクターは、製造業に対する優遇策、インフラの整備、国内生産と技術革新を促進する「Make in India」のようなインド政府の革新的なイニシアティブによって大幅な成長を遂げています。このように、インド政府にとって、ビジネス環境の改善と投資促進を最重要課題と位置づけ、目覚ましい躍進を遂げています。実際にインドは、世界銀行のビジネスのしやすさ（Ease of Doing Business）ランキングで2014年の142位から2019年には63位へと大幅に順位を上げています<sup>※2</sup>。

本稿では、インド経済環境や最近の重要な税制・規制について考察します。なお、文中の意見に係る記載は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

## 1 強い絆を築く日印経済パートナーシップ

インドの対日貿易総額は2022年度には206.3億米ドルに増加し、輸出額は60.3億米ドル、輸入額は146.0億米ドルとなっています<sup>※3</sup>。日本はインドにとって第5位の投資国であり、2014年から2022年までの日本からの対インドFDI額は合計276億米ドルとなりました<sup>※4</sup>（**図表1**）。成長率はコロナ禍では低下したものの、その後は上昇に転じ、2022年には前年比30%増となりました。また、2022年3月の日印首脳共同声明では、インドに今後5年間で約5兆円の投融資を、インフラ整備や脱炭素、ヘルスケアなどの分野で経済協力を進めていく方針を表明しました<sup>※5</sup>。

図表1：日本からの対インド直接投資額（単位：百万米ドル）

年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
投資額	2,044	2,666	4,080	2,581	2,683	3,780	1,549	3,570	4,640

出典：日本国外務省資料をもとにPwC作成

なお、インドは過去数十年間、日本の政府開発援助（ODA）の最大の受入国でありました。デリー地下鉄は、日本からのODAの最も成功した例の1つです。また近年、インドは日本の新幹線システムを導入し、インドに高速鉄道を建設することを決定しましたが、これは日印関係を代表するフラッグシッププロジェクトといえます。2023年3月に日本の岸田文雄首相がインドを訪問した際には、両国はムンバイ～アーメダバード高速鉄道建設のための円借款供与に関する覚書を交わしています。

さらに日本は、半導体エコシステムの共同開発とグローバルサプライチェーンの強靱性維持に関する協定を締結し、イ

※1 世界銀行データベース「GDP (current US\$) - India」  
[https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD?locations=IN&most\\_recent\\_value\\_desc=true](https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD?locations=IN&most_recent_value_desc=true)

※2 世界銀行「Ease of Doing Business rankings」  
<https://archive.doingbusiness.org/en/rankings>

※3 日本国外務省「Japan-India Relations (Basic Data)」（USD 1 = JPY 138.18）  
<https://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/data.html>

※4 前掲注3

※5 Invest India <https://www.investindia.gov.in/country/japan-plus>

ンドにとって2番目のクアッドパートナーとなりました。

日本は、「アクト・イースト」政策と「質の高いインフラパートナーシップ」の相乗効果を通じて、南アジアと東南アジアを結ぶ戦略的コネクティビティの支援を推進しています。

大量旅客輸送システムの実現を通じて、このプロジェクトは、より効率的な交通ネットワークと、広範な地域の経済発展を促進することが期待されています。

現在、1,400社を超える日本企業が、インフラ、自動車、医療機器、消費財、繊維、化学、エレクトロニクスなど、さまざまな産業でインドに進出しています<sup>※6</sup>。また、再生可能エネルギー、電気自動車、新興企業、ハイテク企業などの新興セクターでも事業を展開しています。現在、インドでは全ての主要セクター（鉄道、原子力、防衛などを除く）において、100%の自動承認直接投資<sup>※7</sup>が認められています。

実際、インドはアジア太平洋地域の国々の中で、既存の日本企業が最も多く事業拡大を計画している国として首位に立っています。日本貿易振興機構（JETRO）が2022年度に実施した「海外進出日系企業実態調査（全世界編）」<sup>※8</sup>によると、回答した日本企業の72.5%が今後1～2年の間にインドでの事業拡大や投資拡大を計画しています。

またインド政府は、外国投資を誘致し、国内生産と技術革新を促進する「Make in India」キャンペーンを推進し、両国に資する貿易関係を築いてきました。このキャンペーンを成功させるために、FDI基準の自由化、規制手続きの合理化、ビジネスのしやすさの促進など、複数の政策改革が実施されてきました。

特にインド政府は、新規製造業向け税制優遇や、インド国内の生産による売上高増加に応じて補助金を出す生産連動型優遇策（PLI）<sup>※9</sup>を導入しています。これらの施策は、日本を含む海外からの直接投資を促進することを目的としています。

## 2 インドの税制環境

インドは、コンプライアンス手続きの簡素化を推し進め、投資と経済成長を促進するためのさまざまな税制上の優遇

※6 前掲注3

※7 インドの外国投資認可制度には政府からの事前承認を必要とせず、自動的に投資が認可される自動承認直接投資と、事前に政府からの個別認可を取得する必要がある政府認可直接投資の2種類がある。

※8 日本貿易振興機構（JETRO）「2022年度 海外進出日系企業実態調査（全世界編）（2022年11月）」  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2022/01/ffa821e80c77b8c3.html>

※9 生産連動型優遇策（Production-linked incentive：PLI）は、国内工場で生産された製品の利益または売上高の増分に対して奨励金を支給することを目的としている。

措置を提供しています。法人税率は段階的に引き下げられ、新規に設立される製造業に対しては、15%という低税率が設定されています。この結果、インドは新たな事業を立ち上げる企業にとって魅力的な進出先となっています。

さらにインドは、従来の税務調査制度から非対面調査制度への移行を通じて、税務調査の担当官によって見解が異なるケースや、賄賂などの汚職による担当官の恣意性を排除し、税務調査における透明性の向上に注力しています。また、税務調査におけるデジタル化やリスクベースの調査対象選定、テクノロジーベースの統合とデータ共有も推進しています。全体として、インドの優遇税制は国内外からの投資を促進し、経済発展と起業環境の整備に寄与しています。以下では、最近のインドの主要な税制上のトピックを紹介します。

### (1) 代替的紛争解決メカニズム

インド税務当局は、税務訴訟の件数を減らし、税制の効率的な運営を促進するため、移転価格の事前確認（Advance Pricing Agreement：APA）や相互協議（Mutual Agreement Procedure：MAP）のような紛争解決手段を推奨しています。これらの手段は、移転価格に関する税務上の不確実性を減らし、二重課税や意図しない租税条約の条項違反のリスクを軽減することができます。

実際2022年度において、インドはAPAプログラム開始以来、過去最高件数となるAPAを締結しました。このうち、2023年3月24日には21件のAPAが締結され、1日のAPA締結件数としては過去最高を記録しました<sup>※10</sup>。

APAの締結をさらに加速させるため、インド当局はAPAチームの体制を強化しています。MAPにおいては、新たに申請された案件よりも多くの案件を処理するという方針のもと、滞留案件の20%近くを1年で終結させ、24カ月以内に解決を達成するよう努めてきました。

このように、インド税務当局はビジネスのしやすさを促進し、納税者に友好的な税務環境を整えるために尽力しています。

### (2) 送金自由化スキーム（LRS）に基づく送金および海外ツアーパッケージに対するTCS

これまでインド居住者の個人は、送金自由化スキーム（Liberalised Remittance Scheme：LRS）に基づき、1課税年度あたり25万米ドル（約2,050万インドルピー）までを海外送金することが認められています。しかし、2020年税制

※10 インド直接税中央委員会（Central Board of Direct Tax）の調査による。



改正に伴い、2020年10月1日より、年間70万インドルピーを超える海外送金に対して5%の税率でTCS (Tax Collected at Source) 課税が行われることとなりました<sup>※11</sup> (図表2)。さらに、インド居住者による海外ツアーパッケージのための送金についても、課税対象となる閾値の設定がなくなり、5%の税率でTCSの対象となりました。

その後、インド政府は、2023年税制改正において、2023年7月1日からTCSの税率を5%から20%に引き上げる<sup>※12</sup>と発表しましたが、最近、この措置は延期され、2023年10月1日から適用開始となっています。新税率の概要は以下のとおりです。

### (3) インドへの従業員の出向

2022年5月、インド最高裁判所は、インド企業が外国企業に対して行った、出向者人件費に関する立替精算の課税可能性について判決を下しました。この判決では、サービス税の観点から、外国企業は出向を通じてインド企業に対する「人材供給サービス」の提供に関与しており、このような契約に基づく人件費の立替精算はサービス税の課税対象となるとされました。

この判決はサービス税を対象としたものではあるものの、このような立替精算がインドの法人所得税上、技術的役務提供に対する対価 (Fee for Technical Service : FTS) としてインドで課税の対象となるか否かという、従来からの争点に対して影響を与えることになります。

以後、多くの判決<sup>※13</sup>が下されていますが、現状これらの判

決の多くは、それぞれの事実関係に基づき、インド企業が外国企業に対して行った出向者人件費の立替精算は、FTSとしては課税されないと判断されています。

これらの判決は、出向契約に規定されている出向者に関する外国企業と出向先企業 (インド企業) の合意内容に大きく影響を受けています。これらの判決では、出向者はインド企業の従業員であり、インド企業が外国企業に支払った金額はサービスの対価ではなく、立替精算であると認定しています。判決で言及された条件は、特に以下のとおりです。

- 出向とは、外国企業による従業員の解放 (release) を意味する。
- 出向者は、インド企業の管理、指揮、監督の下でのみ業務に従事する。
- 出向者は、インド企業のためにのみ勤務する。
- 外国企業は、インド企業に対して、出向者の業務遂行に関する義務を負わない。
- 出向期間中、外国企業の出向者に対する先取特権は消滅する。

上記に関連し、当局による出向契約に関するさまざまな調査の実施、通達の発行が増加しており、主に課税の対象とされるべき金額 (海外給与部分のみか、インド給与も含むか)、納税に応じた場合の支払った金額の仕入税額控除の可能性、利息の適用可能性などが指摘されています。課税可否の判断にあたっては、個別の事情を勘案して判断することが重要といえます。また、同様の事案が最高裁で現在係争中であり、その動向も把握しておくことが重要です。

### (4) 生産連動型優遇策 (PLI)

PLI (Production Linked Incentive) スキームは、インド国内で製造された製品の売上高の増加分を補助金として企業へ支払うという政策です。この政策は、外国企業がインドに新たな拠点を設立し、既存の拠点を拡大することを奨励し、それによって雇用機会を創出し、インドの海外輸入への依存度を低減することを目指しています。

当初、この政策は携帯電話や電子機器・電子部品の分野で導入されましたが、その後、国内外で需要拡大が見込まれる化学電池や太陽光発電モジュールといった分野、インド経済への貢献度が高い自動車や医薬品、繊維製品などの分野、農家の収入増加につながる食品といった分野に拡大し、現在14分野が対象となっています。

図表2：インドの新税率の概要

支払の性質	2023年10月1日から適用の税率
教育ローン	70万インドルピーまでは0% 70万インドルピー以降は0.5%
教育、医療を目的とした海外送金	70万インドルピーまでは0% 70万インドルピー以降は5%
その他の目的でのLRSに基づく海外送金	70万インドルピーまでは0% 70万インドルピー以降は20%
海外旅行ツアーパッケージ代金	70万インドルピーまでは5% 70万インドルピー以降は20%

出典：インド政府資料をもとにPwC作成

※11 この税率は、特定の金融機関から教育目的で融資を受けた場合は0.5%であり、現在まで変更されていない。また、送金者がインド納税者番号 (PAN) を有さない場合、税率は10%になる。

※12 教育や医療を目的としたインド国外への送金については、税率や限度額ともに変更はない。

※13 Serco India (Delhi bench of the Tribunal – 27 June 2023)、Juniper Networks Inc. (Bengaluru bench of the Tribunal – 8 May 2023)、Google LLC (Bengaluru bench of the Tribunal – 20 February 2023)、Boeing India (Delhi High Court – 11 October 2022)、Flipkart (Karnataka High Court – 24 June 2022)



### (5) インドと日本、認定事業者 (AEO) のための共同行動計画に署名

2023年6月24日にベルギーのブリュッセルで開催された第141回および第142回世界税関機関税協力理事会において、インドと日本の当局は、両国の認定事業者 (Authorized Economic Operator : AEO) の相互承認協定 (Mutual Recognition Agreement : MRA) 締結に向けたロードマップを示す共同行動計画に署名しました。

AEOの相互承認により、両国の税関当局は、相手国のプログラムの下で事業者に与えられたAEOの地位を承認することになります。この相互承認によるメリットの例としては、システムに基づく円滑化、不要な取締りの軽減、外国港におけるインドの輸出業者の荷物のリスクスコアの低下などが挙げられます。

インドの中央間接税・関税委員会は、日本とのMRAが日印貿易を大幅に促進する可能性があるかと期待しています。日印MRAが締結されれば、インドのAEO制度で認定された事業者が受けることのできる特権が、日本でも利用できるようになります。同じように、AEOに認定された日本の事業者も、インドでこれらの特典を利用できるようになります。

### (6) ビジネスのしやすさ：日印包括的経済連携協定に基づく電子原産地証明 (e-CoO) の受け入れ

インド政府は、日本の発行機関が発行する原産地証明書

(e-Certificates of Origin : e-CoO) は、全ての要件 (書式要件や原産地規則など) を満たしていれば、インドでも有効であることを明確にしました。優遇措置を申請するには、輸入者はe-CoOをe-Sanchitポータルにアップロードする必要があります。

## 3 おわりに

インドは大規模な市場、豊かな労働力、自動化とデジタル化の進展と相まってイノベーションを促進する環境を有しており、近年、その市場の魅力が際立っています。インド政府は、海外からの直接投資を呼び込むために、ビジネスのしやすさの促進に注力し、新規製造業向け税制優遇やPLIの導入を進めています。

日本企業にとっては、この制度を利用し、まずは巨大なインド市場の需要に応えるための拠点を設立し、その後インド拠点を拡大し、アジア、中東、アフリカ、欧州全域の市場に供給するといった戦略も、今後の道筋になるといえます。

#### Rahul Gupta (ラフール グプタ)

Price Waterhouse & Co LLP パートナー

EPC、自動車、電気通信など、さまざまなセクターや業界にわたる国内外のクライアントに15年以上の支援実績がある。また、PwCインド日系企業部の税務統括を兼任している。

#### 水流 健成 (つる たけなり)

PricewaterhouseCoopers Private Limited アソシエイトマネージャー  
大学在学中に、インド地場中堅会計事務所にてインターンシップを経験。大学卒業後は大手外資系コンサルティングファームを経て、2019年にPwCあらた有限責任監査法人 (当時) 入所。製造業、流通業、サービス業など多様な業種の上場および非公開企業の会計監査業務に監査スタッフ、主査として従事するほか、IFRS導入企業の監査業務、US GAAP基準の外資系グローバル企業の日本におけるリファードワーク業務、会計アドバイザリー業務にも携わる。2021年7月よりPwCインドに赴任。  
メールアドレス：takenari.tsuru@pwc.com

## ソフトウェア開発の会計・ 税務・リスクマネジメント

デジタル社会の進展に伴い、ユーザーとハードウェアデバイスをつなぐ存在としてソフトウェアの重要性がますます高まっており、企業が活用するソフトウェアの開発の高度化、多様化が進んでいます。本書では、まず Society 5.0を背景とした未来の目指すべき社会におけるデジタル技術、そしてアジャイルやDevOpsといったソフトウェア開発の最新の傾向を紹介します。そして、2022年6月に日本公認会計士協会より公表された研究資料を受けた最近のクラウドサービスにおける会計上の論点や、令和5年度（2023年度）税制改正を反映した試験研究費の税額控除やDX投資促進税制の見直しなどの論点を整理するとともに、ソフトウェア開発にかかる会計上、税務上、リスクマネジメントにおける留意点を徹底解説します。さらに、コンピュータゲーム業界における会計処理について、豊富な企業実務を含め詳細に取り上げます。

本書は、企業の経理実務やリスク管理の担当者が、最新のソフトウェア開発形態やその背景を十分に理解した上で開発現場やマネジメント層と意義のある対話を行い、最新動向を踏まえた会計上および税務上の判断や、変化に対応したリスクマネジメントができるよう支援するものです。



PwC Japan有限責任監査法人・PwC税理士法人 編  
A5判 419ページ  
5,500円（税込）  
2023年12月発行  
中央経済社

## IFRS「企業結合」 プラクティス・ガイド



PwCあらた有限責任監査法人 編  
A5判 364ページ  
4,620円（税込）  
2023年11月発行  
中央経済社




























## IFRS「金融資産の減損」 プラクティス・ガイド



PwCあらた有限責任監査法人 編  
A5判 226ページ  
3,520円（税込）  
2022年8月発行  
中央経済社

# 海外PwC日本語対応コンタクト一覧

PwCは、全世界151カ国、36万人以上のスタッフによるグローバルネットワークを生かし、クライアントの皆さまを支援しています。ここでは各エリアの代表者をご紹介します。

	担当国・地域	写真	担当者名	電話番号	メールアドレス
アジア太平洋	中国統括		高橋 忠利 Tadatashi Takahashi	+86-139-0198-9251	toshi.t.takahashi@cn.pwc.com
	中国（金融）		柴 良充 Yoshimitsu Shiba	+852-9045-8388	yoshimitsu.shiba@hk.pwc.com
	中国（華南・香港特別行政区・マカオ特別行政区）		吉田 将文 Masafumi Yoshida	+86-150-0027-0756 +852-9537-9560	masafumi.g.yoshida@hk.pwc.com
	中国（華中）		吉川 正大 Masahiro Yoshikawa	+86-150-2686-7130	masahiro.m.yoshikawa@cn.pwc.com
	中国（華北）		山崎 学 Manabu Yamazaki	+86-151-2114-6550	manabu.m.yamazaki@cn.pwc.com
	台湾		奥田 健士 Kenji Okuda	+886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
	韓国		原山 道崇 Michitaka Harayama	+82-10-6404-5245	michitaka.h.harayama@pwc.com
	シンガポール・ミャンマー		佐藤 優樹 Yuki Sato	+65-9827-9574	yuki.ys.sato@pwc.com
	マレーシア		杉山 雄一 Yuichi Sugiyama	+60-3-2173-1191	yuichi.sugiyama@pwc.com
	タイ・カンボジア・ラオス		魚住 篤志 Atsushi Uozumi	+66-2-844-1157	atsushi.uozumi@pwc.com
	ベトナム		今井 慎平 Shimpei Imai	+84-90-175-5377	shimpei.imai@pwc.com
	インドネシア		菅原 竜二 Ryuji Sugawara	+62-21-5212901	ryuji.sugawara@pwc.com
	フィリピン		東城 健太郎 Kentaro Tojo	+63-2-8459-2065	kentaro.tojo@pwc.com
	オーストラリア・ニュージーランド		諏訪 航 Wataru Suwa	+61-418-854-962	wataru.a.suwa@au.pwc.com
インド・バングラデシュ・ネパール		岩嶋 泰三 Taizo Iwashima	+91-85270-50662	taizo.t.iwashima@pwc.com	
欧州・アフリカ	英国		宮嶋 大輔 Daisuke Miyajima	+44-7483-923-581	daisuke.x.miyajima@pwc.com
	フランス		猪又 和奈 Kazuna Inomata	+33-1-5657-4140	kazuna.inomata@avocats.pwc.com
	ドイツ		藤村 伊津 Itsu Fujimura	+49-211-981-7270	itsu.x.fujimura-hendel@pwc.com
	オランダ		新井 赫 Akira Arai	+31-61-890-9968	akira.a.arai@pwc.com
	イタリア		前田 裕 Yu Maeda	+39-346-507-3014	yu.maeda@pwc.com
	ルクセンブルク		又木 直人 Naoto Mataka	+352-621-333-735	naoto.m.mataka@pwc.com
	スイス		藤野 仁美 Hitomi Fujino	+41-79-693-3109	hitomi.f.fujino@pwc.ch
	ベルギー		横山 嘉伸 Yoshinobu Yokoyama	+32-473-910230	yoshinobu.yokoyama@pwc.com
	チェコ・スロバキア・ハンガリー・ポーランド・ウクライナ		山崎 俊幸 Toshiyuki Yamasaki	+420-733-611-628	toshiyuki.x.yamasaki@pwc.com
米州	カナダ		北村 朝子 Asako Kitamura	+1-604-806-7101	asako.kitamura-redman@pwc.com
	米国		椎野 泰輔 Taisuke Shiino	+1-347-326-1264	taisuke.shiino@pwc.com
	メキシコ		加藤 幸博 Yukihiro Kato	+52-55-5263-6000	yukihiro.k.kato@pwc.com

(2024年1月1日現在)

日本企業の海外事業支援の詳細はWebをご覧ください。  
<https://www.pwc.com/jp/ja/services/globalization.html>









# The New Equation

## 変わりゆく世界で成功し続けるために

The New Equation は、PwC の成長戦略です。  
多岐にわたる分野の多様なプロフェッショナルがスクラムを組み、  
「人」ならではの発想力や経験と「テクノロジー」によるイノベーションを融合しながら、  
ゆるぎない成果を実現し、信頼を構築します。

**It all adds up to The New Equation.**

PwC Japan グループ | PwC Japan 有限責任監査法人 PwC コンサルティング合同会社  
PwC アドバイザリー合同会社 PwC 税理士法人 PwC 弁護士法人

本誌に関するご意見・ご要望ならびに送付先変更などのご連絡は、下記までお願いいたします。  
[jp\\_llc\\_pwcs-view@pwc.com](mailto:jp_llc_pwcs-view@pwc.com)

PwC Japan 有限責任監査法人  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング  
Tel: 03-6212-6800 Fax: 03-6212-6801

PwC Japan グループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwC Japan 有限責任監査法人、PwC コンサルティング合同会社、PwC アドバイザリー合同会社、PwC 税理士法人、PwC 弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

© 2024 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved.  
PwC Japan Group represents the member firms of the PwC global network in Japan and their subsidiaries (including PricewaterhouseCoopers Japan LLC, PwC Consulting LLC, PwC Advisory LLC, PwC Tax Japan, PwC Legal Japan). Each firm of PwC Japan Group operates as an independent corporate entity and collaborates with each other in providing its clients with auditing and assurance, consulting, deal advisory, tax and legal services.